

9. 許可申請書の記載例

許可申請書は、許可申請者が、建設業法の期待する建設業者であるかどうか、許可できるかどうかを判断する資料になります。

この書類の作成に関する重要な事項について虚偽の記載があれば許可を受けられませんが、もし虚偽の記載があればたとえ許可を受けた後であっても許可が取り消されることとなります。

さらに、不正の手段により許可（更新を含む）を受けた等の理由により許可を取り消された場合には、許可の取消の日から5年間を経過しなければ新たに許可を受けられないこととなりますので、十分注意して作成してください。

なお、記載例は1様式1枚を掲げ、記載上の注意を説明してありますが（誤記や記入漏れのないよう注意してください）、実際に許可申請書を提出する際には、それぞれの様式について各3部（正本1部、副本2部（写し可））提出する必要があります。

ただし、建設業法に基づく閲覧に供しない書類は各2部（正本1部、副本1部（写し可））ですのでご注意ください。

※認可申請書の記載例については、P209～P221をご覧ください。

※行政書士による代理申請の記載例については、P233以降をご覧ください。

【一般的注意事項】

- 各証明書類の証明有効期限は、内容に変更がない限り、原則以下のとおり扱います（証明有効期間は変更届の場合も準用します。なお、閉鎖事項全部証明書及び卒業証明書に証明有効期限はありません。）。

証明書類	起算日	証明有効期間【注1】
登記されていないことの証明書、身分証明書、住民票、履歴事項全部証明書、所得証明書、納税証明書、その他証明書類【注2】	発行日	3か月
取引金融機関の預金残高証明書	基準日（×発行日）	4週間
取引金融機関の融資証明書	基準日（×残高日）	4週間

【注1】証明有効期間は、起算日の初日を算入しません。（初日不算入）

【注2】所得証明書については、内容に変更がない限り3か月以内であることを要しません。

- 数字はすべて算用数字（1, 2, 3, ……）で記入してください。
- 法人の商号の使用文字は、登記事項証明書に記載されている文字を原則とします。
- 法人の代表者名及び個人の場合は、住民票に記載の文字を原則とします。
なお、新字旧字（例：「榮」と「榮」）や異体字（例：「高」と「高」）の違いであれば、申請書における使用文字として用いることができます。
ただし、この場合において各様式にて使用する文字は統一してください。
- フリガナ欄の濁音、半濁音を表す文字は1文字として扱ってください。
（例） ガ バ
- フリガナ欄の小書き文字は、大きくせず、そのまま表示してください。
（例） シ ユ テ イ
- 文字は楷書でいねいに書いてください。
- 記載事項のない用紙には「記載事項なし」あるいは「なし」と書いてください。

令和3年1月以降での建設業許可申請・届出等及び経営事項審査申請における押印の取扱いについてのお知らせ

「押印を求める手続の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第98号）」が令和3年1月1日から施行され、併せて、「建設業許可事務ガイドラインについて（平成13年4月3日国総建第97号）」の改定がされました。

これらの改正等を受け、令和3年1月以降での本県を申請（届出）先とする建設業許可申請・届出等及び経営事項審査申請における手続きについて、下記のとおりとします。

1 建設業許可申請・届出等及び経営事項審査における押印及び署名について

（本人申請の場合）

○法定書類についての押印は不要です。個人名の記載は記名で差し支えありません。

○従前の法定書類で、「印」の記載があっても、押印せずに提出して頂いて差し支えありません。

※法定書類への押印は不要となったもので、禁止ではありません。このため押印されている場合にあっては従来通り、受け付けます。

（代理申請・代行作成の場合）

○行政書士が書類を作成した場合の行政書士の記名と職印の押印は必要です。

○本人の記名による法定書類についての押印は不要です。

※法定書類への押印は不要となったもので、禁止ではありません。このため押印されている場合にあっては従来通り、受け付けます。

○行政書士が代理人として申請・届出を行う際の委任状については押印不要とします。

◇三重県が許可行政庁として独自に求めている様式については、次の扱いとします。

（建設業許可関係）

・発注証明書、履行証明書については、第3者による証明のため、引き続き、証明者の押印が必要です。

・申立書（理由書）を提出される場合においては、押印に代えて、氏名の記載は本人の自署によることとします。（この場合も押印によることは差し支えありません。）

- ・その他、許可行政庁が求める様式における取扱いは申請（届出）先の建設事務所にご確認ください。

（経営事項審査関係）

- ・法定外労災災害補償制度加入証明書及び防災協定加入証明書については第三者による証明のため、引き続き、証明者の押印が必要です。

2 窓口等における申請（届出）時での申請者確認

本人以外によるなりすまし防止の観点から、押印が省略されている申請書においては、窓口等における申請（届出）時での申請者確認を行いますので、ご協力をお願い申し上げます。

（窓口における申請（届出）時の確認）

- 本人による申請（届出）にあつては、従来から行っております相手方確認をもって、ご本人から申請（届出）がなされたことを確認させていただきます。
 - 行政書士が代理人として申請（届出）を行う場合にあつては、委任状の確認と行政書士証の提示による相手方確認をもって、代理申請（届出）がなされたことを確認させていただきます。
- ※経営事項審査申請については審査会場受付にて申請者確認を行います。

（郵送による場合での申請（届出）における確認）

- 本人による申請（届出）にあつては、郵送された申請書（届出書）の到着後に、管轄する建設事務所総務課担当者より、申請書の連絡先に記載された担当者の方に向けて電話連絡させて頂き、申請（届出）の事実を確認させていただきます。
- 行政書士が代理人として申請（届出）にあつては、郵送された申請書（届出書）に委任状と行政書士証の写しが同封されていることの確認をもって、代理申請（届出）の事実を確認させていただきます。

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和〇〇年△△月〇〇日

太枠内は記入しないでください。 不要の文字を消します。

主たる営業所の所在地、商号又は名称及び氏名を記入。

申請者 三重県津市桜橋3丁目446番34号
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役 三重太郎

行政庁側記入欄 大臣コード

許可番号 01 国土交通大臣 許可（一般）第 0000000000 号 令和 00 年 00 月 00 日

申請の区分 02 1. 新規 2. 許可換え新規 3. 一般・特新規 4. 業種追加 5. 更新 6. 一般・特新規+業種追加 7. 一般・特新規+更新

申請年月日 03 令和 00 年 00 月 00 日

許可の有効期間の調整 04 (1. する) (2. しない)

この申請書により既に許可を受けている建設業の全部を一本化する場合は「1」を記入し、そうでない場合は「2」を記入します。新規の場合は空欄にします。

許可を受けて営業しようとする建設業を一般「1」、特定「2」で記入。

申請時において既に許可を受けている建設業 05

商号又は名称のフリガナ 06 エム アイ イー ド ボ ク

法人の場合の略号 株式会社（株） 特例有限会社（有） 合資会社（資） 合名会社（名） 合同会社（合） 協同組合（同） 協業組合（業）

現在有効な許可業種について書きます。更新の場合は上段の項番04と一致します。

・ アイ イー 土木（株）

姓と名の間を1マス空けます。

代表者又は個人の氏名のフリガナ 08 ミ エ タ ロ ウ

代表者又は個人の氏名 09 三重 太郎

支配人の氏名

主たる営業所所在地市町村コード 10 24201

市町コード（P165参照）を記入します。

個人の場合で支配人を選任し法務局に登録してある場合のみ書きます。

主たる営業所の所在地で市町に続く町名以下を記入します。「丁目」、「番」、「号」等は「ハイフン」で記入します。

桜橋 3 - 4 4 6 - 3 4

市外局番、局番、番号をそれぞれ「ハイフン」で区切り、左詰で記入します。

514 - 00003 電話番号 059 - 224 - 2660

ファックス番号 059-224-3290

申請時の資本金を右詰めで記入します。個人事業主の方は書く必要がありません。

資本金額又は出資総額 2000000 (千円)

建設業以外に行っている営業の種類 不動産業

兼業の有無 14 1 (1. 有) (2. 無)

兼業がある場合は「1」と記入し、その内容を書きます。ない場合は「2」と記入します。（種類欄は空白）

許可換えの区分 15 (1. 大臣許可→知事許可 2. 知事許可→大臣許可 3. 知事許可→他の知事許可)

申請しようとする行政庁以外で現在有効な許可を受けている場合は記入します。

旧許可番号 16

知事許可（特）第 0000000000 号 令和 00 年 00 月 00 日

この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請書の内容に係る質問等に応答できるものの氏名、連絡先を記載すること。

役員等、営業所及び営業所技術者等（建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者及び同法第15条第2号）

連絡先 所属等 総務課 氏名 三重

ファックス番号 059-224-3290

役員等の一覧表

法人の役員等(※)についてすべて記載してください。
 なお、個人事業主の方は本様式の作成は不要です。

令和〇〇年△△月□□日

役員等の氏名及び役名等			
フリガナ	氏名	役名等	常勤・非常勤の別
ミエ タロウ 三重 太郎		代表取締役	常勤
ヤマ ダ 山 田	イチロウ 一郎	取締役	常勤
カワ ダ 川 田	ジロウ 二郎	取締役	常勤
ウミ タ 海 田	サブロウ 三郎	取締役	非常勤
<p>総株主の総議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている個人の場合のみ記載してください。</p> <p>法人の役員、顧問、相談役が、「役員等の一覧表(別紙一)」に記載すべき株主等を兼ねている場合は、株主等としての記載を省略可。例えば、取締役が株主等も兼ねている場合は「取締役」としてのみ記入。</p> <p>「常勤の役員」とは、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに常時所定の時間中その職務に従事している方をいいます。</p> <p>株主等の場合は、この欄は記入しません。</p>			
イセ タロウ 伊勢 太郎		相談役	常勤
シマ ジロウ 志摩 次郎		株主等	
<p>申請者が法人の場合は、下記の者を全員記載してください。</p> <p>(※)役員等とは次の者をいいます(法第5条第3号)</p> <p>(1)業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「業務を執行する社員」・持分会社の業務を執行する社員 ・「取締役」・株式会社の取締役 ・「執行役」・指名委員会等設置会社の執行役 ・「これらに準ずる者」・法人格のある各種の組合等の理事、執行役員等(許可を受けようとする建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた者のみ記入)。 <p>なお、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は本欄の役員等には含まれません。</p> <p>(2)法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「相談役」 ・「顧問」 ・「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」・法人が株主の場合は記載不要 ・「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている個人」・法人が出資者の場合は記載不要 			

1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載すること。

2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

例1 従たる営業所がない場合

営業所一覧表（更新）

従たる営業所がない場合であっても提出してください。

	営業所の名称	所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
主たる営業所		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 主たる営業所に係る情報については記載不要です。 </div> 〔 津市広明町13番地 〒514-8570 059-223-5200 〕		
				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 主たる営業所の所在地が登記上と事実上で異なる場合は、登記上の所在地をここに書きで記載してください。 </div>
従たる営業所		該当なし		

余白に「該当なし」と記載してください。

- 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領6の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

営業所一覧表（更新）

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
主たる 営業所	本 社	津市桜橋3丁目446番34号 〒514-0003 059-224-2660	土 と 舗	建
		〔 津市広明町13番地 〒514-8570 059-223-5200 〕		
従 た る 営 業 所	伊賀営業所	伊賀市四十九町2802 〒518-8533 0595-24-8200	土 と 舗	

主たる営業所の所在地が登記上と事実上で異なる場合は、2段書き（下段に登記上の所在地をカッコ書き）で記載します。

- 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領6の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

営業所技術者等一覧表

法人、個人の営業所技術者等全員について記載してください。

令和〇〇年△△月□□日

営業所の名称	フリガナ 営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本社	イセ サブロウ 伊勢 三郎	土-9、と-9、舗-9	13
本社	スズカ シロウ 鈴鹿 四郎	建-7	20 38
伊賀営業所	イガ ゴロウ 伊賀 五郎	土-9、と-9、舗-9	13

従たる営業所がある場合、P127又はP129の「営業所一覧表（様式第一号別紙二）」に記載した営業所の順番に名称を記載します。

営業所技術者等が担当する業種について、業種の略号に続けて工事種類のコードを下表のとおり記入します。

営業所技術者等として該当する資格や実務経験等のコードをP33~37の「技術者の資格表」またはP165の「コード表」に従い記入します。

許可業種の略表
 土木一式工事(土)
 建築一式工事(建)
 大工工事(大)
 左官工事(左)
 とび・土工・コンクリート工事(と)
 石工事(石)
 屋根工事(屋)
 電気工事(電)
 管工事(管)
 タイル・れんが・ブロック(タ)

鋼構造物工事(鋼)
 鉄筋工事(筋)
 舗装工事(舗)
 しゅんせつ工事(しゅ)
 板金工事(板)
 ガラス工事(ガ)
 塗装工事(塗)
 防水工事(防)
 内装仕上工事(内)
 機械器具設置工事(機)

熱絶縁工事(絶)
 電気通信工事(通)
 造園工事(園)
 さく井工事(井)
 建具工事(具)
 水道施設工事(水)
 消防施設工事(消)
 清掃施設工事(清)
 解体工事(解)

技術者 工事種類・有資格区分コード表

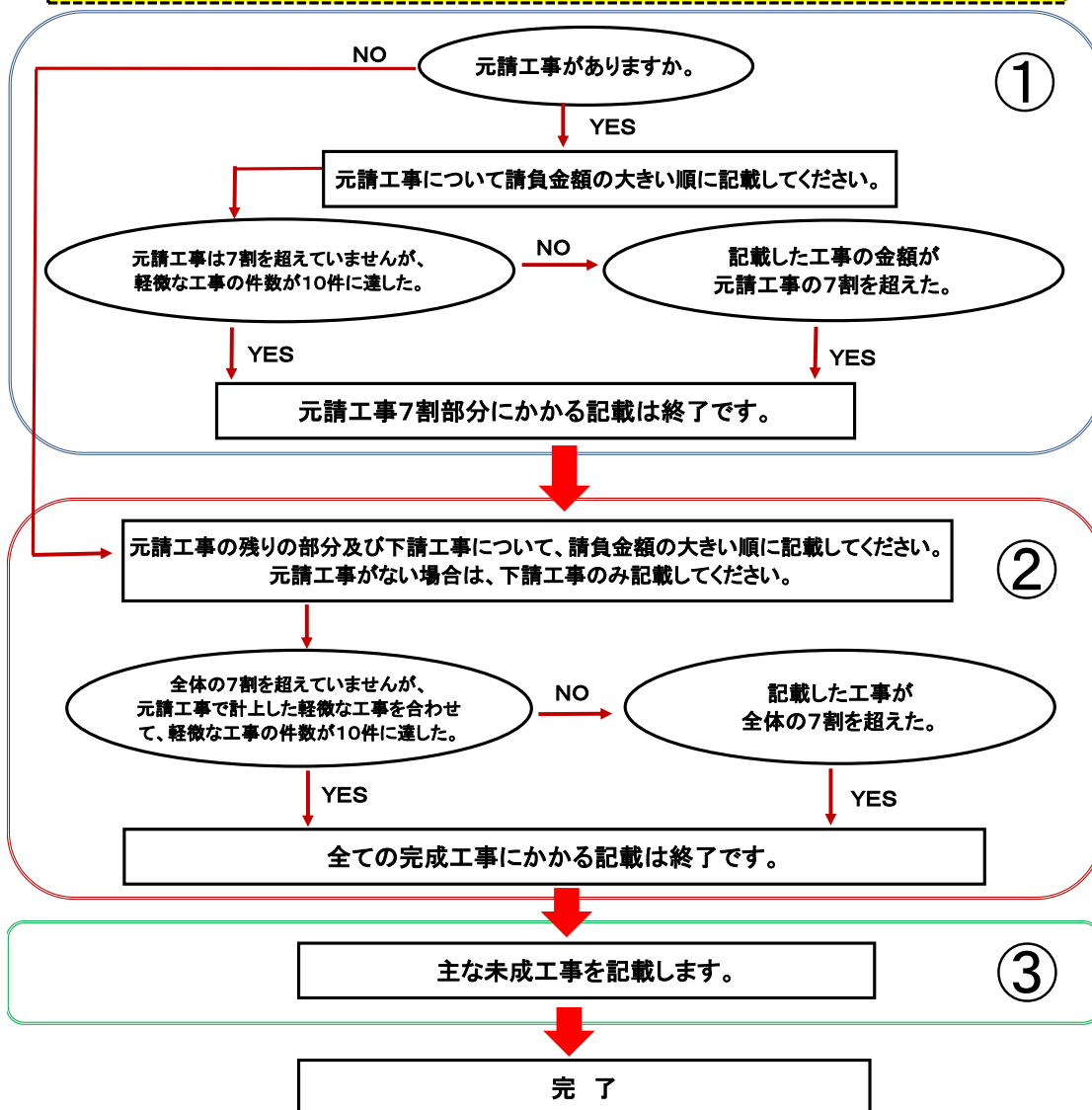
	法律条文	要件	記載コード		
			工事種類 項番64	有資格区分 項番65	
一般	建設業法 第7条第2号	イ 指定学科卒業 + 実務経験 【大学・高専卒3年／高校卒5年】	1	01	
		ロ 実務経験 10年経験	4	02	
		ハ 国家資格者等	7	P33~37技術者の資格表	
特定	建設業法 第15条第2号	イ 国家資格者・建設業法及び建築士法による技術者(1級) ・技術士法による資格者	9	P33~37技術者の資格表	
		ロ 指導監督的 実務経験 2年以上	+ 法第7条第2号イ 【指定学科卒業 + 実務経験】	2	01
			+ 法第7条第2号ロ 【実務経験 10年以上】	5	02
			+ 法第7条第2号ハ 【国家資格者等】	8	P33~37技術者の資格表
ハ	国土交通大臣特別認定(同号イと同等以上)	3	03		
	国土交通大臣特別認定(同号ロと同等以上)	6	04		

工事経歴書（第2号様式）の記載フロー図

【経営事項審査を受審する場合】

- ① 元請工事に係る完成工事について、元請工事の請負金額の合計額の7割を超えるところまで、請負金額の大きい順に記載します。
- ② ①に続けて、①で記載した以外の元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の請負金額の合計額の7割を超えるところまで、請負金額の額の大きい順に記載します。
①、②において、記載しなかった残りの工事については、「その他元請工事〇件〇〇千円」、「その他下請工事〇件〇〇千円」とまとめて記載してください。
- ③ ②に続けて主な未成工事を記載します。

注意 ①及び②において、「税込みで」500万円未満（建築一式「税込みで」1,500万円未満）の軽微な工事の記載が10件に達した場合には、全体の請負金額の合計額の7割を超えていなくても、それ以上の記載は要しません。つまり、「税込みで」500万円未満（建築一式「税込みで」1,500万円未満）の軽微な工事にあつては、1業種につき全体で10件を超えて記載する必要はありません。ただし、①の元請工事において軽微な工事の記載が10件に達しても、②において、「税込みで」500万円以上（建築一式「税込みで」1,500万円以上）の下請工事がある場合は、記載が必要です。



【経営事項審査を受審しない場合】

主な完成工事を記載します。(請負金額の大きい順)

主な未成工事を記載します。(請負金額の大きい順)

概ね、1ページに収まる程度に記載してください。

(経営事項審査を受審する場合)

【事業年度期間：令和元年12月1日～令和2年11月30日】

許可を受けようとする建設工事の種類を書きます。
種類が複数ある場合は、それぞれ別用紙に書きます。
複数の業種で、いずれも工事実績がない場合、まとめて1枚に記載しても構いません。

- 1 工事は、提出する事業年度の期間分を書きます。(保守点検や維持管理業務(例：樹木の剪定)など、役務の提供に当たっては該当しません)
- 2 1件の請負契約を分割して、複数の建設工事の経歴とすることはできません。
- 3 工事実績がない場合は、「該当工事なし」と書きます。

請け負った一つの契約ごとに、請負契約の相手方の商号又は名称を書きます。

工事経歴書 (税込・税抜)

課税事業者は「税抜」、免税事業者は「税込」で記入します。

特定建設業の許可を有する元請業者が、総額で5,000万円(建築一式は8,000万円)以上の下請契約を締結した場合のみ該当します。

- 平成22年4月1日から、工事契約の認識について、
- ① 工事収益総額
 - ② 工事原価総額
 - ③ 決算日における工事進捗度を合理的に見積もることができる工事については工事進行基準を、

元請の7割超	JVの別	元請	JV	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	氏名	配置	技術	資格	工期			請負代金の額を千円単位(端数切捨)で書きます。 なお、変更契約がある場合は、変更後の金額を書きます。
										着手年月	完成年月	又は完成予定年月	
元請の7割超	三重県	元請	JV	〇〇線舗装整備工事	三重県津市	〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	令和元年7月	令和2年8月	90,000	<p>①元請工事について、金額の大きい順に元請工事合計額の7割を超えるところまで記載します。</p> <p>ただし、500万円未満(建築一式1,500万円未満)の軽微な工事については、10件を超えて記載する必要はありません。</p>
	津市	元請		〇〇線舗装補修工事	三重県津市	〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	令和2年3月	令和3年10月	(32,000)	
	津市	元請		〇〇線舗装補修工事	三重県津市	〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	令和2年6月	令和2年10月	23,000	
完成工事高全体の7割超	〇〇建設	下請		〇〇線道路改良に伴う舗装工事	三重県菟野町	〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	令和2年1月	令和2年5月	52,000	<p>②上記に続けて、残りの工事(上で記載しなかった残りの元請工事と全ての元請工事)について、金額の大きい順に全体の完成工事高の7割を超えるところまで記載します。</p> <p>ただし、500万円未満(建築一式1,500万円未満)の軽微な工事については、上記①の元請工事と合わせて全体の10件を超えて記載する必要はありませんが、500万円以上(建築一式1,500万円以上)の下請工事がある場合は、引き続き記載が必要です。</p>
	〇〇組	下請		〇〇公園整備に伴う駐車場舗装工事	三重県松阪市	〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	令和2年10月	令和2年4月	45,000	
	〇〇建設	下請		〇〇線道路改良に伴う舗装工事	三重県津市	〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	令和元々11月	令和2年3月	27,500	
	A	元請		A 邸新築に伴う舗装工事	三重県松阪市	〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	令和2年8月	令和2年11月	22,000	
主なる未成工事	〇〇土建	下請		〇〇〇工場舗装改良工事	三重県津市	〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	令和2年5月	令和2年8月	21,000	<p>左欄の着手年月は、実際に工事に着手した年月を、右欄の完成年月は、実際に完成し引き渡した年月を、当該工事が未完成である場合は、完成予定の年月を記入します。</p>
	主なる未成工事	下請		その他元請工事 4 件		〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	令和 年 月	令和 年 月	19,500	
主なる未成工事	下請			その他下請工事 1 2 件		〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	令和 年 月	令和 年 月	85,000	

③ 主なる未成工事について記載します。

【記載方法】

- ① 元請工事に係る完成工事について、元請工事の請負金額の合計額の7割を超えるところまで、請負金額の大きい順に記載します。
※①に記載した段階で、完成工事高全体の7割を超えた場合は記載終了(②は記載不要)
 - ② ①に続けて、①で記載した以外の元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の請負金額の合計額の7割を超えるところまで、請負金額の大きい順に記載します。
③ ②に続けて主なる未成工事に記載します。
- ※①及び②において、500万円未満(建築一式1,500万円未満)の軽微な工事の記載が10件に達した場合には、全体の請負金額の合計額の7割を超えていなくても、それ以上の記載は要しません。
ただし、①の元請工事において、軽微な工事の記載が10件に達しても、②において500万円以上(建築一式1,500万円以上)の下請工事がある場合は、引き続き記載が必要です。

①、②において、記載しなかった残りの工事については、その他元請工事、その他下請工事としてまとめて記載します。

工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を()で記入します。

JV(甲型)の場合は、請負金額に出資割合を乗じて得た額を記載します。

「注文者」と「工事名」の記入にあたっては、個人名が特定されないように注意してください。

請け負った工事の内容が分かるように具体的な工事の名称を請負契約書の工事名等により記載する。

上記に記載されていない工事も含めて、全ての完成工事の合計件数、金額を記載します。(用紙が複数枚にわたるときは、最終ページにのみ記載してください。)

合計の金額は、P134の「直前3年の各事業年度における施工金額(様式第3号)」の合計金額とそれぞれ一致します。

1ページに書き切れない場合は、複数ページに渡って記載します。

「小計」「合計」欄について
円単位で合計した後、千円単位(端数切捨)で表示します。(千円単位で表示されたものを合計するものではありませんので、千円単位での合計とは一致しない場合があります。)また、工事進行基準を採用している場合は、()書き部分を足してください。

小計	24 件	417,000 千円	うち元請工事	186,500 千円
合計	24 件	417,000 千円		186,500 千円

許可を受けようとする（既に受けている）建設工事の種類をすべて書きます。

（例1） 通常の許可申請の場合

直前3年の各事業年度における工事施工金額

該当するものに○を付ける

許可を受けていない業種に係る建設工事の額を書きます。（製造・販売・雇傭・委任等の兼業売上は除く。）

（税込・税抜/単位：千円）

元請負とは施主から直接受注したものをいいます。その中で施主が官公庁、公共法人等の場合は公共に（下記記載要領「5」参照）、それ以外のは民間として書きます。

注 文 者 区 分	許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合 計
	土木一式 工事	建築一式 工事	とび・土工・コンクリート 工事	舗装 工事		
元請 公共	398,556	2,400	2,380	109,523	0	512,859
元請 民間	85,232	63,355	4,285	5,655	0	158,527
下請	0	35,600	0	272,000	0	307,600
計	483,788	101,355	6,665	387,178	0	978,986
元請 公共	358,507	5,200	0	15,238	0	378,945
元請 民間	55,264	45,200	1,699	0	0	102,163
下請	0	55,623	1,211	176,190	0	233,024
計	413,771	106,023	2,910	191,428	0	714,132
元請 公共	267,083	0	920	186,500	0	454,503
元請 民間	45,489	68,900	280	0	0	114,669
下請	0	29,250	1,912	230,500	0	261,662
計	312,572	98,150	3,112	417,000	0	830,834
元請 公共						
元請 民間						
下請						
計						
元請 公共						
元請 民間						
下請						
計						
元請 公共						
元請 民間						
下請						
計						

申請時の直前3年間を、1年毎に3年分書きます。決算期を変更した場合は、3年分となるように注意してください。個人の事業年度は1月1日から12月31日までです。（期は、記入しません。）

工事経歴書（様式第二号）の合計欄と一致します。

実績がない場合でも「0」と書きます。

通常は、損益計算書の完成工事高と一致します。

業種が5業種以上ある場合は、用紙が2枚以上になります。その際、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」は最終ページのみに記載してください。

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページのみに記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

それぞれの項目については、千円単位（端数切捨）で表示します。「計」「合計」欄については、円単位で合計した後、千円単位（端数切捨）で表示します。つまり、千円単位で表示されたものを合計するものではありませんので、「計」と「合計」が一致しなくても差し支えありません。

業種追加申請の場合は、追加する業種は「その他の建設工事の施工金額」欄ではなく、その業種追加の業種として新たに項目を追加して記載してください。

（用紙△4）

（例2）直前3年の間で、課税事業者に該当する決算期と免税事業者に該当する決算期がある場合

許可を受けようとする（既に受けている）建設工事の種類をすべて書きます。

直前3年の各事業年度における工事施工金額

両方に○を付ける

許可を受けていない業種に係る建設工事の額を書きます。（製造・販売・雇傭・委任等の兼業売上は除く。）

元請負とは施主から直接受注したものをいいます。その中で施主が官公庁、公共法人等の場合は公共に（下記記載要領「5」参照）、それ以外のものは民間として書きます。

注 文 者 区 分	認可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合 計
	建築一式工事	大工工事	とび・土工・コンクリート工事	工事		
元請 公共	0	0	546		0	546
元請 民間	1,575	0	892		0	2,467
下請	0	420	7,980		0	8,400
計	1,575	420	9,418		0	11,413
元請 公共	2,940	0	0		0	2,940
元請 民間	1,995	0	315		0	2,310
下請	0	0	6,300		0	6,300
計	4,935	0	6,615		0	11,550
元請 公共	0	0	1,142		0	1,142
元請 民間	3,619	0	3,809		0	7,428
下請	0	4,285	4,222		0	8,507
計	3,619	4,285	9,173		0	17,077
元請 公共						
元請 民間						
下請						
計						
元請 公共						
元請 民間						
下請						
計						

申請時の直前3年を1年毎に3年分書きます。決算期を変更した場合は、3年分となるように注意してください。個人の事業年度は1月1日から12月31日までです。（期は、記入しません。）

工事経歴書（様式第二号）の合計欄と一致します。

実績がない場合でも「0」と書きます。

決算期ごとに括弧書きで税込、税抜を記載してください。

通常は、損益計算書の完成工事高と一致します。

業種が5業種以上ある場合は、用紙が2枚以上になります。その際、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」は最終ページのみに記載してください。

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

それぞれの項目については、千円単位（端数切捨）で表示します。「計」「合計」欄については、円単位で合計した後、千円単位（端数切捨）で表示します。つまり、千円単位で表示されたものを合計するものではありませんので、「計」と「合計」が一致しなくても差し支えありません。

(例3) 法人設立又は事業開始してから一度も決算を迎えていない場合等(決算未到来、決算未確定の場合)

決算未到来

直前3年の各事業年度における工事施工金額

該当するものに○を付ける

(税込・税抜) / 単位：千円

事業年度	注 文 者 の 区 分		認可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合 計
			工事	工事	工事	工事		
第 期 令和 年 月 日から	元 請 公 共 民 間	下 請						
令和 年 月 日まで			計					
第 期 令和 年 月 日から	元 請 公 共 民 間	下 請						
令和 年 月 日まで			計					
第 期 令和 年 月 日から	元 請 公 共 民 間	下 請						
令和 年 月 日まで			計					
第 期 令和 年 月 日から	元 請 公 共 民 間	下 請						
令和 年 月 日まで			計					
第 期 令和 年 月 日から	元 請 公 共 民 間	下 請						
令和 年 月 日まで			計					
第 期 令和 年 月 日から	元 請 公 共 民 間	下 請						
令和 年 月 日まで			計					

法人設立又は事業開始してから一度も決算を迎えていない場合、余白に「決算未到来」と記入してください。
また、第1期目の決算期は到来しているものの決算が確定していない場合は「決算未確定」と記入してください。

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

● 経営事項審査を申請される方の工事経歴書の記載について（補足説明）

事例1) 元請工事で7割、全体工事で7割を超える場合

<とび・土工・コンクリート工事>（単位：千円）（税抜：課税事業者）

年間完成工事		工事経歴書に記載する工事
元請工事	下請工事	
元① 90,000	下① 52,000	元① 90,000
元② 42,000	下② 45,000	元② 42,000
元③ 24,000	下③ 27,500	下① 52,000
元④ 12,000	下④ 22,000	下② 45,000
元⑤ 9,000	下⑤ 16,500	下③ 27,500
元⑥ 6,000	下⑥ 14,000	元③ 24,000
元⑦ 3,500	下⑦ 11,000	下④ 22,000
	下⑧ 10,000	
	下⑨ 8,500	
	下⑩ 7,000	
	下⑪ 4,500	
	下⑫ 3,800	
	下⑬ 2,800	
	下⑭ 2,300	
	下⑮ 2,000	
小計 186,500	小計 228,900	
	合計 415,400	

元請工事の7割（この場合 130,550 千円）を超えるまで記載する。

元請工事の残りの部分と下請工事について、全体の7割（この場合 290,780 千円）を超えるまで記載する。

元請の7割	全体の7割
130,550	290,780

事例2) 元請工事で軽微な工事が 10 件に達した場合
 <とび・土工・コンクリート工事> (単位: 千円)

年間完成工事		工事経歴書に記載する工事
元請工事	下請工事	
元① 1,590	下① 10,000	元① 1,590
元② 1,580	下② 6,000	元② 1,580
元③ 1,570	下③ 4,500	元③ 1,570
元④ 1,560	下④ 4,000	元④ 1,560
元⑤ 1,550	下⑤ 3,500	元⑤ 1,550
元⑥ 1,540	下⑥ 3,000	元⑥ 1,540
元⑦ 1,530	下⑦ 2,500	元⑦ 1,530
元⑧ 1,520	下⑧ 2,000	元⑧ 1,520
元⑨ 1,510	下⑨ 1,500	元⑨ 1,510
元⑩ 1,500		元⑩ 1,500
元⑪ 1,490		下① 10,000
元⑫ 1,480		下② 6,000
元⑬ 1,470		
元⑭ 1,460		
元⑮ 1,450		
小計 22,800	小計 37,000	
	合計 59,800	

元請工事の 7 割 (この場合 15,960 千円) を超えるまで記載する。
 ただし、この場合、元請工事は全て軽微な工事であるため、10 件まで記載すればよい。

元請工事の残りの部分と下請工事について、全体の 7 割 (この場合 41,860 千円) を超えるまで記載する。
 ただし、この場合、上段で軽微な工事を 10 件記載しているため、下段で軽微な工事を記載する必要はない。
 ※元請工事において、軽微な工事の記載が 10 件に達しても、下請工事で 500 万円以上 (建築一式工事 1,500 万円以上) の下請工事がある場合は記載が必要。

元請の 7 割	全体の 7 割
15,960	41,860

..... 工事経歴書に記載する軽微な工事

例3) 全体で軽微な工事が 10 件に達した場合

<とび・土工・コンクリート工事> (単位: 千円)

年間完成工事		工事経歴書に記載する工事
元請工事	下請工事	
元① 15,000	下① 5,100	元① 15,000
元② 10,000	下② 3,600	元② 10,000
元③ 9,500	下③ 3,500	元③ 9,500
元④ 9,000	下④ 3,400	元④ 9,000
元⑤ 4,500	下⑤ 3,300	元⑤ 4,500
元⑥ 3,900	下⑥ 3,150	元⑥ 3,900
元⑦ 3,800	下⑦ 3,100	元⑦ 3,800
元⑧ 3,300	下⑧ 3,000	下① 5,100
元⑨ 3,200	下⑨ 2,900	下② 3,600
元⑩ 3,100	下⑩ 2,800	下③ 3,500
元⑪ 3,000	下⑪ 2,700	下④ 3,400
元⑫ 2,900	下⑫ 2,600	元⑧ 3,300
元⑬ 2,800	下⑬ 2,500	下⑤ 3,300
元⑭ 2,700	下⑭ 2,400	元⑨ 3,200
元⑮ 2,600	下⑮ 2,300	下⑥ 3,150
	下⑯ 2,200	
	下⑰ 2,100	
	下⑱ 2,000	
	下⑲ 1,900	
	下⑳ 1,800	
小計 79,300	小計 56,350	
	合計 135,650	

元請工事の7割(この場合55,510千円)を超えるまで記載する。

元請工事の残りの部分と下請工事について、全体の7割(この場合94,955千円)を超えるまで記載する。
ただし、この場合、上段で軽微な工事を3件記載しているため、下段では軽微な工事は7件(=10件-3件)まで記載すればよい。

元請の7割 55,510	全体の7割 94,955
-----------------	-----------------

..... 工事経歴書に記載する軽微な工事

●毎事業年度（決算期）終了時の工事経歴書への計上に係る留意事項

1 税込、税抜の選択について

経営事項審査を申請する場合、工事経歴書については、必ず免税業者は税込、課税業者は税抜で記載してください。

また、課税事業者は、財務諸表も消費税抜方式により作成してください。

2 完成工事高の計上について

建設工事の種類は、建設業法第2条別表において、29業種が定められています。

また、その具体的な内容・例示については、建設省告示「建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容」及び国土交通省通知「建設業許可事務ガイドラインについて」に示されています。完成工事高の分類は、これらに基づき行ってください。

なお、剪定、検査、調査、点検、部品交換、清掃等は、建設工事に該当しないため、完成工事高に計上することはできません。

誤って計上した場合は、売り上げを完成工事高から除き、兼業売上高への訂正が必要となり、決算変更届の修正をする必要があります。

3 個人との請負契約について

個人との請負契約を記載する場合は、「注文者」の記入にあたっては、個人名が特定されないように注意してください。フルネームが記載されている場合、修正したものの提出を求めます。

4 工事進行基準での記載について

工事進行基準の適用により請負代金の一部を当該事業年度の完成工事高に計上した工事にあつては、金額は二段書きとし、全体の請負額を下段に、完成工事高計上額を括弧書きで上段に記載します。

例) (65,000)←工事進行基準による額

88,000←全体の契約額

工事進行基準の適用により請負代金の一部を完成工事高に計上した工事にあつては、契約全体の工期について記載します。

なお、工事進行基準を適用している場合で、工事全体の金額が500万円以上の場合は、当該事業年度のコストが500万円未満であっても、軽微な工事の件数には含みませんのでご注意ください。

許可申請の場合は、申請日における建設業に従事している使用人の数を、変更届の場合は、事業年度終了の日（決算日）における建設業に従事している使用人の数を書きます。

令和〇〇年△△月□□日

使 用 人 数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
本社	5 人	1 人	2 人	8 人
伊賀営業所	2 人	0 人	1 人	3 人
↑	↑	↑	↑	
↑	↑	↑	↑	
↑	↑	↑	↑	
↑	↑	↑	↑	
↑	↑	↑	↑	
合計	7 人	1 人	3 人	11 人

全ての営業所（主たる営業所及びその他の営業所）を書きます。様式第1号別紙二に記載した順に記載してください。兼業のみを営業している支店は記載する必要はありません。

建設業許可における営業所技術者等となり得る要件を有している技術関係の使用人の数を書きます。（建設業許可とは直接関係ないものの、営業所技術者等になり得る要件を有している方もこちらに記載してください。）

建設業許可における営業所技術者等の要件を有していない技術関係の使用人の数を書きます。

建設業に従事する事務関係の使用人の数を書きます。

技術関係使用人及び事務関係使用人のいずれにも該当する方は、主となる方に記載してください。

○建設業に従事している使用人の数を記入します。
 ・役員又は個人事業主の方も含めた使用人の数を書いてください。（法人の監査役は除く）
 ・兼業部門に従事する方は除きます。
 ・日々雇用等雇用期間が限定されている方は除きます。

特に注意してください。

記載要領

- 1 この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 2 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 3 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

様式第六号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

申請者、申請者の役員等及び令第3条に規定する使用人並びに
 法定代理人及び法定代理人の役員等が建設業法第8条各号に該
 当しないという誓約書であるため、P39（五）②の欠格事由
 に該当する項目がないか確認してください。 紙A4)

不要の文字を消します。

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~

、

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~

の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使

用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和〇〇年△△月□□日

不要の文字を消します。

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~

三重県津市桜橋3丁目446番34号
 エム・アイ・イー土木株式会社
 代表取締役 三重太郎

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
 三重県知事 殿

記載要領

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~

、「申請者
 譲受人
 合併存続法人
 分割承継法人」

「地方整備局長
 北海道開発局長
 知事」

については不要なものを消すこと

○常勤役員等証明書（様式第7号）における場合分け

	申請者	証明者	関係	期間確認の書類	建設業の経営業務管理経験（常勤）	建設業法施行規則第7条第1号	記載例
例1	法人	法人	役員	法人登記簿	法人役員で5年以上	イ（1） 該当	P144
例2	個人	個人	本人	確定申告	個人事業主で5年以上	イ（1） 該当	P145
例3	個人	法人	元役員	年数に応じ法人登記簿	法人役員後、個人事業主での経験を合算して5年以上（証明期間より証明書は2枚に分かれる。）	イ（1） 該当	P146
		個人	本人	年数に応じ確定申告		イ（1） 該当	P147
例4	法人	法人	役員	年数に応じ確定申告＋法人登記簿	個人事業主後に法人成り。法人役員経験と合算して5年以上（証明書は1枚で可、備考欄に法人成り記載要）	イ（1） 該当	P148
例5	個人	元事業主	元事業主補佐	確定申告（元事業主）	事業主補佐で6年以上	イ（3） 該当	P149

○常勤役員等及び補佐する者の証明書（様式第7号の2）における場合分け

	申請者	証明者	関係	期間確認の書類	建設業の経営業務管理経験（常勤）	建設業法施行規則第7条第1号	記載例
例6	法人	法人	役員	法人登記簿	法人役員（自社）で建設業に関し、2年以上の経験及び、役員に次ぐ職制上の立場で建設業に関し、3年以上の経験による	ロ（1） 該当	P151
例7	法人	法人	役員	法人登記簿（以前の会社と自社）	法人役員（以前の会社と自社）で5年以上の経験かつ建設業に関し2年以上の経験による	ロ（2） 該当	P153 P154
	法人	法人	役員等を補佐する者（*）	・組織図 ・期間中での業務にかかる稟議書等	建設業に関する財務管理、労務管理、業務運営は兼務により、各5年以上	—	P155 P156 P157

*役員等を直接補佐する者の要件については、例6と例7で共通。

○上記のほか、経営業務の管理責任者等を変更する場合の記載例については、P159を参照ください。

例2 個人事業主の場合

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ(1)(2)(3)に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 事業主
経験年数 平成24年1月から令和2年4月まで満8年3月
証明者と被証明者との関係 本人
備考

原則、片端落しで計算してください。新規及び変更の場合は、P58口経験の確認及びP54イ常勤性の確認のための資料を提出してください。更新の場合は、P54イ常勤性の確認のための資料を提出してください。なお、許可を受けなくてもよい軽微な工事のみを営業していた場合は様式第2号「工事経歴書」及び様式第3号「直前3年の各事業年度における工事施工金額」に記載が必要です。

令和〇〇年△△月〇〇日

原則として、当該経験年数における使用者（法人の場合は当該法人個人の場合は当該本人）の証明が必要です。なお、使用者がいない場合には被証明者と同等以上の役職にある者又は役職にあった者の証明が必要です。また、証明者が複数になる場合は、証明者別に作成してください。なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由（法人の解散等）があり、やむを得ず自己証明をする者については、「備考」欄にその理由を記載してください。

証明者 三重県津市桜橋3丁目446番34号 三重土木工業 三重太郎

(2) 下記の者は、許可申請者(1)(2)(3)に該当する者であることに相違ありません。

許可申請者と常勤役員等との関係

地方整備局長 北海道開発局長 三重県知事 殿

該当しないものを消します。

P124の「建設業許可申請書（様式第一号）」の申請者と一致します。 申請者 三重県津市桜橋3丁目446番34号 三重土木工業 三重太郎

令和〇〇年△△月〇〇日

申請又は届分の区分 1 7 I (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更又は追加の年月日 令和 年 月 日 申請の区分「1」新規「3」更新その他の場合は記入不要です。

新規申請は「1」、更新申請「3」を記入します。業種追加申請等で従前の経營業務の管理責任者に変更がない場合も「3」を記入します。

許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

許可番号 1 8 国土交通大臣 知事 許可（般特）第 号 令和 年 月 日

申請の区分「1」の場合は、般特新規のみ記入します。

カタカナで最初から2文字だけ記入します。

太枠内が常勤役員等（経營業務の管理責任者等）として証明される者です。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 ミ エ 姓と名の間を1マス空けます。 氏名 2 0 三 重 太 郎 住所 津市広明町13番地 現住所を書きます。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 S 2 4 年 0 4 月 1 2 日

◎【変更前】

氏名 2 1 許可申請の場合は記入の必要はありません。 生年月日 年 月 日

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 年 月 日

備考 常勤役員等の略歴については、別紙による。

**例3-1 法人の役員をした後、個人事業主をしている場合
(例3-2と合わせることで、要件を満たすことになります)**

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ⁽¹⁾に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 **取締役** ← 経験時の役職名を書きます。
 経験年数 平成25年9月から平成27年10月まで 満2年1月
 証明者と被証明者との関係 **元役員** ← 証明者の立場から見た被証明者との関係を書きます。
 備考

原則、片端落しで計算してください。
 新規及び変更の場合は、P58 口経験の確認及びP54 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。更新の場合は、P54 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。
 なお、許可を受けなくてもよい軽微な工事のみを営業していた場合は様式第2号「工事経歴書」及び様式第3号「直前3年の各事業年度における工事施工金額」に記載が必要です。

令和〇〇年△△月□□日

原則として、当該経験年数における使用者（法人の場合は当該法人個人の場合は当該本人）の証明が必要です。なお、使用者がいない場合には被証明者と同等以上の役職にある者又は役職にあった者の証明が必要です。また、証明者が複数になる場合は、証明者別に作成してください。
 なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由（法人の解散等）があり、やむを得ず自己証明をする者については、「備考」欄にその理由を記載してください。

証明者 三重県松阪市高町138番
 三重松阪建設株式会社
 代表取締役 高町一郎

(2) 下記の者は、許可申請者⁽¹⁾の常勤の役員⁽²⁾本人⁽³⁾の支配⁽⁴⁾人で第7条第1号イ⁽¹⁾に該当する者であることに相違ありません。

許可申請者と経營業務の管理責任者との関係

の常勤の役員
 本人
 の支配

(1)
 (2)
 (3)

令和〇〇年△△月□□日

地方整備局長
 北海道開発局長
 三重原 知事 殿

該当しないものを消します。

P124の「建設業許可申請書（様式第一号）」の申請者と一致します。

申請者 三重県津市桜橋3丁目446番34号
 三重工業
 三重太郎

申請又は届分の区分 1 7 I (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

新規申請は「1」、更新申請は「3」を記入します。業種追加申請等で従前の経營業務の管理責任者に変更がない場合も「3」を記入します。

許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

変更又は追分の年月日 令和 年 月 日
 申請の区分「1」新規「3」更新その他の場合は記入不要です。

許可番号 1 8 国土交通大臣 知事 許可（般）第 号 令和 年 月 日
 申請の区分「1」の場合は、般特新規のみ記入します。カタカナで最初から2文字だけ記入します。 太神内が常勤役員等（経營業務の管理責任者等）として証明される者です。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 ミ エ 姓と名の間を1マス空けます。 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
 氏 名 2 0 三 重 太 郎 生年月日 S 2 4 年 0 4 月 I 2 日
 住 所 津市広明町13番地 現住所を書きます。

◎【変更前】

許可申請の場合は記入の必要はありません。 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
 氏 名 2 1 生年月日 年 月 日

備考
 常勤役員等の略歴については、別紙による。

例3-2 法人の役員をした後、個人事業主をしている場合

常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ { (1) (2) (3) } に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 事業主
経験年数 平成29年7月から令和2年12月まで 満3年5月
証明者と被証明者との関係 本人
備考

原則として、当該経験年数における使用者(法人の場合は当該法人個人の場合は当該本人)の証明が必要です。...

原則、片端落して計算してください。新規及び変更の場合は、P58口経験の確認及びP54イ常勤性の確認のための資料を提出してください。...

令和〇〇年△△月□□日

三重県津市桜橋3丁目446番34号
三重土木工業
三重太郎

証明者

(2) 下記の者は、許可申請者 { (1) (2) (3) } で第7条第1号イ { (1) (2) (3) } に該当する者であることに相違ありません。

許可申請者と常勤役員等との関係

地方整備局長
北海道開発局長
三重県 知事

該当しないものを消します。

P124の「建設業許可申請書(様式第一号)」の申請者と一致します。

三重県津市桜橋3丁目446番34号
三重土木工業
三重太郎

申請者
届出者

令和〇〇年△△月□□日

申請又は届出の区分 1 7 I (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更又は追加の年月日 令和 年 月 日
申請の区分「1」新規「3」更新その他の場合は記入不要です。

新規申請は「1」、更新申請は「3」を記入します。業種追加申請等で従前の経營業務の管理責任者に変更がない場合も「3」を記入します。

許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

許可番号 1 8
申請の区分「1」の場合は、般特新規のみ記入します。

国土交通大臣 知事 許可(般特)第 号
カタカナで最初から2文字だけ記入します。

許可年月日 令和 年 月 日

太枠内が常勤役員等(経營業務の管理責任者等)として証明される者です。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 ミ エ
氏名 2 0 三 重 太 郎
住所 津市広明町13番地
姓と名の間を1マス空けます。
現住所を書きます。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 S 2 4 年 0 4 月 I 2 日

◎【変更前】

氏名 2 1
許可申請の場合は記入の必要はありません。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 年 月 日

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

0 0 0 0 2

例4 個人事業主後、法人成をした場合

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ(1)(2)(3)に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 事業主、代表取締役 ← 経験時の役職名を書きます。

経験年数 平成23年10月から令和2年12月まで 満9年3月

証明者と被証明者との関係 役員 ← 証明者の立場から見た被証明者との関係を書きます。

備考 平成23年10月1日から平成25年8月31日まで三重鈴鹿建設の事業主、平成25年9月1日から三重鈴鹿建設株式会社を設立し、代表取締役として現在に至る。

原則、片端落しで計算してください。
 ※証明期間の月初、最後が月末である場合は、満の月数での算定となります。
 新規及び変更の場合は、P58 ロ経験の確認及びP54 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。更新の場合は、P54 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。
 なお、許可を受けなくてもよい軽微な工事のみを営業していた場合は様式第2号「工事経歴書」及び様式第3号「直前3年の各事業年度における工事施工金額」に記載が必要です。

令和〇〇年△△月□□日

原則として、当該経験年数における使用者（法人の場合は当該法人個人の場合は当該本人）の証明が必要です。なお、使用者がいない場合には被証明者と同等以上の役職にある者又は役職にあった者の証明が必要です。また、証明者が複数になる場合は、証明者別に作成してください。
 なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由（法人の解散等）があり、やむを得ず自己証明をする者については、「備考」欄にその理由を記載してください。

三重県鈴鹿市西条5丁目117
 三重鈴鹿建設株式会社
 代表取締役 三重太郎

(2) 下記の者は、許可申請者(1)(2)(3)に該当する者であることに相違ありません。

許可申請者と経營業務の管理責任者との関係

地方整備局長
 北海道開発局長
 三重県 知事

該当しないものを消します。

P124の「建設業許可申請書（様式第一号）」の申請者と一致します。

申請者 届出者
 三重県鈴鹿市西条5丁目117
 三重鈴鹿建設株式会社
 代表取締役 三重太郎

令和〇〇年△△月□□日

申請又は届分の区分 1 7 I (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更又は追年の年月日 令和 年 月 日
 申請の区分「1」新規「3」更新その他の場合は記入不要です。

新規申請は「1」、更新申請は「3」を記入します。
 業種追加申請等で従前の経營業務の管理責任者に変更がない場合も「3」を記入します。

許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

許可番号 1 8 大臣 知事 国土交通大臣 知事 許可（般特）第 号 令和 年 月 日

申請の区分「1」の場合は、般特新規のみ記入します。

カタカナで最初から2文字だけ記入します。

太枠内が常勤役員等（経營業務の管理責任者等）として証明される者です。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 ミ エ 姓と名の間を1マス空けます。

氏 名 2 0 三 重 太 郎

住 所 津市広明町13番地 ← 現住所を書きます。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 S 2 4 年 0 4 月 I 2 日

◎【変更前】

氏 名 2 1 許可申請の場合は記入の必要はありません。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 年 月 日

備考 常勤役員等の略歴については、別紙による。

例5 事業承継の場合

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ⁽¹⁾、⁽²⁾、⁽³⁾に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 **事業主補佐** ← 経験時の役職名を書きます。

経験年数 平成23年10月から 令和2年12月まで 満9年3月

証明者と被証明者との関係 **元事業主補佐** ← 証明者の立場から見た被証明者との関係を書きます。

備考

原則、片端落しで計算してください。
 ※証明期間の月初、最後が月末である場合は、満の月数での算定となります。
 新規及び変更の場合は、P58 口経験の確認及びP54 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。更新の場合は、P54 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。
 なお、許可を受けなくてもよい軽微な工事のみを営業していた場合は様式第2号「工事経歴書」及び様式第3号「直前3年の各事業年度における工事施工金額」に記載が必要です。

令和〇〇年△△月〇〇日

原則として、当該経験年数における使用者（法人の場合は当該法人個人の場合は当該本人）の証明が必要です。なお、使用者がいない場合には被証明者と同等以上の役職にある者又は役職にあった者の証明が必要です。また、証明者が複数になる場合は、証明者別に作成してください。
 なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由（法人の解散等）があり、やむを得ず自己証明をする者については、「備考」欄にその理由を記載してください。

証明者 三重県津市桜橋3丁目446番34号
 三重県組
 元事業主 三重一郎

(2) 下記の者は、許可申請者⁽¹⁾ { 本人の支配人 } の常勤の役員で第7条第1号イ⁽¹⁾、⁽²⁾、⁽³⁾に該当する者であることに相違ありません。

許可申請者と経營業務の管理責任者との関係

令和〇〇年△△月〇〇日

地方整備局長
 北海道開発局長
 三重県 知事

殿

該当しないものを消します。

P124の「建設業許可申請書（様式第一号）」の申請者と一致します。

申請者
 届出者

三重県津市桜橋3丁目446番34号
 三重県組
 三重太郎

申請又は届分の区分 1 7 I (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更又は追加の年月日 令和 年 月 日

申請の区分「1」新規
 「3」更新その他の場合は記入不要です。

大臣 知事 コード

新規申請は「1」、更新申請は「3」を記入します。
 業種追加申請等で従前の経營業務の管理責任者に変更がない場合も「3」を記入します。

許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

許可年月日 令和 年 月 日

許可番号 1 8 国土交通大臣 知事 許可（般特）第 号

申請の区分「1」の場合は、般特新規のみ記入します。
 カタカナで最初から2文字だけ記入します。

記 太枠内が常勤役員等（経營業務の管理責任者等）として証明される者です。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 ミ エ 姓と名の間を1マス空けます。

氏 名 2 0 三 重 太 郎

住 所 津市広明町13番地 ← 現住所を書きます。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 S 4 6 年 0 4 月 I 2 日

◎【変 更 前】

氏 名 2 1 許可申請の場合は記入の必要はありません。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 年 月 日

備考
 常勤役員等の略歴については、別紙による。

常勤役員等の略歴書

現住所が住民票上の住所と異なる場合であっても、実際に居住している現住所を記載してください。常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書(様式第七号)に記載した住所と同一になります。

現住所	津市広明町13番地		
氏名	三重 太郎	生年 月 日	昭和24年4月12日生
職名	代表取締役		
職歴	期間	従事した職務内容	
	自 昭和61年 4月 1日 至 平成15年 3月 31日	三重土木(有)入社、土木部勤務、土木工事に従事	
	自 平成15年 4月 1日 至 平成18年 3月 31日	三重土木(株) 土木部工事課長に就任	
	自 平成18年 4月 1日 至 平成20年12月 31日	エム・アイ・イー土木(株) 土木部長に就任	
	自 平成21年 1月 1日 至 平成23年 8月 31日	三重土木(株) 取締役役に就任	
	自 平成23年 9月 1日 至 令和 3年 1月 現在日	エム・アイ・イー土木(株) 代表取締役に就任 現在に至る	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	賞罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容
<p>建設業法の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載します。 刑罰については罰金刑も記載します。 (例)〇〇法違反 懲役3年 △△法違反 罰金〇万円 (刑罰は、欠格要件に該当しなくなってから5年以内の申請(届出)において記載してください。なお、刑法第34条の2により刑の言渡しの効力が失われたものについては記載を要しません) 賞罰がなければ「なし」と書きます。</p>			
上記のとおり相違ありません。			
令和〇〇年△△月□□日		氏名 三重 太郎	

申請時の職名を記載してください。(例:代表取締役、取締役(以上法人)、事業主(個人))

現在に至るまでの職歴を書きます。建設業の経営経験が分かるように具体的に記入してください。

建設業法の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載します。
 刑罰については罰金刑も記載します。
 (例)〇〇法違反 懲役3年
 △△法違反 罰金〇万円
 (刑罰は、欠格要件に該当しなくなってから5年以内の申請(届出)において記載してください。なお、刑法第34条の2により刑の言渡しの効力が失われたものについては記載を要しません)
 賞罰がなければ「なし」と書きます。

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

経営業務の管理体制2名以上

例6 証明される者が、自社で役員2年以上、準ずる立場で3年以上の場合

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 (第一面)

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号ロ { (1) (2) } に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 土木部長、取締役 ← 経験時の役職名を書きます。
経験年数 平成27年9月から令和2年12月まで 満5年4月
証明者と被証明者との関係 役員 ← 証明者の立場から見た被証明者との関係を書きます。
備考 平成27年9月1日から平成30年8月31日までエム・アイ・イー土木株式会社土木部長、平成30年9月1日から令和2年12月まで取締役として現在に至る。

原則、片端落して計算してください。
※証明期間の月初、最後が月末である場合は、満の月数での算定となります。
新規及び変更の場合は、P58 ロ経験の確認及びP54 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。更新の場合は、P54 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。
なお、許可を受けなくてもよい軽微な工事のみを営業していた場合は様式第2号「工事経歴書」及び様式第3号「直前3年の各事業年度における工事施工金額」に記載が必要です。

令和〇〇年△△月□□日

原則として、当該経験年数における使用者(法人の場合は当該法人個人の場合は当該本人)の証明が必要です。なお、使用者がいない場合には被証明者と同等以上の役職にある者又は役職にあった者の証明が必要です。また、証明者が複数になる場合は、証明者別に作成してください。
なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由(法人の解散等)があり、やむを得ず自己証明をする者については、「備考」欄にその理由を記載してください。

三重県津市桜橋3丁目446番34号
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役 三重太郎

証明者

(2) 下記の者は、許可申請者 { の常勤の役員 } で第7条第1号ロ { (1)(2) } に該当する者であることに相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
三重県 知事 殿

該当しないものを消します。

申請者
届出者

P124の「建設業許可申請書(様式第一号)」の申請者と一致します。

三重県津市桜橋3丁目446番34号
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役 三重太郎

令和〇〇年△△月□□日

申請又は届出の区分 { 1 } { 7 } { 1 } (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更年月日 令和 年 月 日
申請の区分「1」新規「3」更新その他の場合は記入不要です。

新規申請は「1」、更新申請は「3」を記入します。
業種追加申請等で従前の経営業務の管理責任者に変更がない場合も「3」を記入します。

許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

許可年月日 令和 年 月 日

許可番号 国土交通大臣 許可(般特)第 号

申請の区分「1」の場合は、般特新規のみ記入します。

太枠内が証明される者です。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

カタカナで最初から2文字だけ記入します。

氏名のフリガナ { 1 } { 9 } { イ } { セ }
氏名 { 2 } { 0 } { 伊 } { 勢 } { 三 } { 郎 }
住所 伊勢市勢田町628-2

姓と名の間を1マス空けます。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 { 13 } { 4 } { 0 } 年 { 1 } { 0 } 月 { 0 } { 1 } 日

現住所を書きます。

◎【変更前】

許可申請の場合は記入の必要はありません。

氏名 { 2 } { 1 } { } { } { } { } { } { } { } { } { } { }

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 { 13 } { 14 } { } 年 { 16 } { 18 } { } 月 { } { } 日

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

例6の場合

常勤役員等の略歴書

現住所	伊勢市勢田町628-2			
氏名	伊勢 三郎	生 年 月 日	昭和40年10月 1日生	
職名	取締役			
職歴	期 間	従 事 し た 職 務 内 容		
	自 昭和63年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日	エム・アイ・イー土木(株)入社、土木部勤務、土木工事に従事		
	自 平成20年 4月 1日 至 平成27年 8月 31日	エム・アイ・イー土木(株)土木部工事課長に就任		
	自 平成27年 9月 1日 至 平成30年 8月 31日	エム・アイ・イー土木(株)土木部長に就任		
	自 平成30年 9月 1日 至 令和 3年 1月現在日	エム・アイ・イー土木(株)取締役に就任 現在に至る		
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日	現在に至るまでの職歴を書きます。 建設業の経営経験が分かるように具体的に 記入してください。		
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	賞 罰	賞 罰 の 内 容		
		建設業法の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載します。 刑罰については罰金刑も記載します。 (例)〇〇法違反 懲役3年 △△法違反 罰金〇万円 (刑罰は、欠格要件に該当しなくなってから5年以内の申請(届出)において記載してください。なお、刑法第34条の2により刑の言渡しの効力が失われたものについては記載を要しません) 賞罰がなければ「なし」と書きます。		
	上記のとおり相違ありません。			
令和〇〇年△△月□□日		氏 名 伊 勢 三 郎		

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

0 0 0 0 2

例7-1 証明される者が、他の会社での経験5年以上かつ建設業に関し2年以上の場合（例7-2と合わせることで、常勤役員等としての要件を満たすことになります。）

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第一面）

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号ロ

{ (1) } に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 取締役 ← 経験時の役職名を書きます。
経験年数 平成25年4月から 平成30年3月まで 満5年
証明者と被証明者との関係 役員 ← 証明者の立場から見た被証明者との関係を書きます。
備考 上記期間において、志摩運輸株式会社 取締役として勤務。

原則、片端落しで計算してください。
※証明期間の月初、最後が月末である場合は、満の月数での算定となります。
新規及び変更の場合は、P58 ロ経験の確認及びP54 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。更新の場合は、P54 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。
なお、許可を受けなくてもよい軽微な工事のみを営業していた場合は様式第2号「工事経歴書」及び様式第3号「直前3年の各事業年度における工事施工金額」に記載が必要です。

令和〇〇年△△月□□日

原則として、当該経験年数における使用者（法人の場合は当該法人個人の場合は当該本人）の証明が必要です。なお、使用者がない場合には被証明者と同等以上の役職にある者又は役職にあった者の証明が必要です。また、証明者が複数になる場合は、証明者別に作成してください。
なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由（法人の解散等）があり、やむを得ず自己証明をする者については、「備考」欄にその理由を記載してください。

三重県志摩市阿児町鶴方3098-1
志摩運輸株式会社
代表取締役 志摩 一郎

証明者

(2) 下記の者は、許可申請者

{ の常勤の役員 } で第7条第1号ロ { (1) } に該当する者であることを相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
三重県 知事 殿

該当しないものを消します。

P124の「建設業許可申請書（様式第一号）」の申請者と一致します。

申請者 届出者

三重県津市桜橋3丁目446番34号
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役 三重太郎

令和〇〇年△△月□□日

申請又は届出の区分 1 7 I (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更年月日 令和 年 月 日
申請の区分「1」新規「3」更新その他の場合は記入不要です。
大臣 知事 コード

新規申請は「1」、更新申請は「3」を記入します。業種追加申請等で従前の経営業務の管理責任者に変更がない場合も「3」を記入します。

許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

許可年月日 令和 11 年 13 月 15 日

許可番号 1 8 3 国土交通大臣 許可（特 1）第 5 10 号

申請の区分「1」の場合は、般特新規のみ記入します。

記

太枠内が証明される者です。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

カタカナで最初から2文字だけ記入します。

氏名のフリガナ 1 9 ミ エ
氏 名 2 0 三 重 太 郎
住 所 津市広明町13番地
現住所を書きます。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 S 13 2 4 年 0 4 月 1 2 日

◎【変更前】

許可申請の場合は記入の必要はありません。

氏 名 2 1

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 13 14 年 16 18 月 日

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

(第三面)

例 常勤役員等を補佐する者（労務管理経験者）がいる場合

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の「労務管理」の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

P124の「建設業許可申請書（様式第一号）」の申請者と一致します。

令和〇〇年△△月□□日

地方整備局長
北海道開発局長
三重県 知事 殿

該当しないものを消します。

申請者
~~届出者~~

三重県津市桜橋3丁目446番34号
エム・アイ・イーエヌ株式会社
代表取締役 三重太郎

役職名等
経験年数
証明者と被証明者との関係
備考

管理本部長

経験時の役職名を書きます。

平成27年4月から 令和2年12月まで 満5年9月

役員補佐

証明者の立場から見た被証明者との関係を書きます。

原則、片端落しで計算してください。
※証明期間の月初、最後が月末である場合は、満の月数での算定となります。
新規及び変更の場合は、P58口経験の確認及びP54イ常勤性の確認のための資料を提出してください。
更新の場合は、P54イ常勤性の確認のための資料を提出してください。
なお、許可を受けなくてもよい軽微な工事のみを営業していた場合は様式第2号「工事経歴書」及び様式第3号「直前3年の各事業年度における工事施工金額」に記載が必要です。

申請又は届分の区分

2 7 1

1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補

新規申請は「1」、更新申請は「3」を記入します。業種追加申請等で従前の経営業務の管理責任者に変更がない場合も「3」を記入します。

変更年月日

令和 年 月 日

大臣
知事 コード

許可番号

2 3

国土交通大臣
知事

許可（一般）第 号

申請の区分「1」の場合は、般特新規のみ記入します。

許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

許可年月日

令和 年 月 日

本枠内が証明される者です。

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ

2 8

カ ワ

カタカナで最初から2文字だけ記入します。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名

2 9

川 田 二 郎

姓と名の間を1マス空けます。

生年月日 S 3 5 年 0 9 月 1 5 日

住所

桑名市中央町5丁目71

現住所を書きます。

◎【変更前】

氏名

3 0

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 年 月 日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

例 常勤役員等を補佐する者（業務運営経験者）がいる場合

(第四面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

P124の「建設業許可申請書（様式第一号）」の申請者と一致します。

令和〇〇年△△月□□日

地方整備局長
北海道開発局長
三重県 知事 殿

申請者
届出者

三重県津市桜橋3丁目446番34号
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役 三重太郎

役職名等 管理本部長 ← 経験時の役職名を書きます。
経験年数 平成27年4月から 令和2年12月まで 満5年9月
証明者と被証明者との関係 役員補佐 ← 証明者の立場から見た被証明者との関係を書きます。
備考

原則、片端落しで計算してください。
※証明期間の月初、最後が月末である場合は、満の月数での算定となります。
新規及び変更の場合は、P58口経験の確認及びP54イ常勤性の確認のための資料を提出してください。
更新の場合は、P54イ常勤性の確認のための資料を提出してください。
なお、許可を受けなくてもよい軽微な工事のみを営業していた場合は様式第2号「工事経歴書」及び様式第3号「直前3年の各事業年度における工事施工金額」に記載が必要です。

申請又は届出の区分 3 1 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する)

変更年月日 令和 年 月 日
大臣 知事 コード
新規申請は「1」、更新申請は「3」を記入します。
業種追加申請等で従前の経営業務の管理責任者に変更がない場合も「3」を記入します。

許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。
許可年月日 令和 年 月 日

許可番号 2 3 3 国土交通大臣 許可（般特）第 号
申請の区分「1」の場合は、般特新規のみ記入します。

太枠内が証明される者です。

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】
氏名のフリガナ 3 2 カ ワ ← カタカナで最初から2文字だけ記入します。
氏 名 3 3 川 田 二 郎 ← 姓と名の間を1マス空けます。
住 所 桑名市中央町5丁目71 ← 現住所を書きます。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 S 3 5 年 0 9 月 1 5 日

◎【変更前】
氏 名 3 4
生年月日 年 月 日

備考 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

<例>補佐する者がいる場合

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

現	住	所	桑名市中央町5丁目71					
氏	名	川田 二郎	生	年	月 日			
					昭和35年 9月 15日生			
職	名	管理本部長						
	期	間	従 事 し た 職 務 内 容					
職	自	昭和62年 4月 1日	三重土木(有)入社、総務部勤務					
	至	平成20年 3月 31日						
	自	平成20年 4月 1日	エム・アイ・イー土木(株) 総務課長に就任					
	至	平成26年 3月 31日						
	自	平成26年 4月 1日	エム・アイ・イー土木(株) 経理部長に就任					
	至	平成27年 3月 31日						
	自	平成27年 4月 1日	エム・アイ・イー土木(株) 管理本部長に就任 現在に至る					
	至	令和 3年 1月現在日						
	自	年 月 日	<p>現在に至るまでの職歴を書きます。</p> <p>建設業の経営経験が分かるように具体的に記入してください。</p> <p>・申請者における財務管理・労務管理・業務管理の業務経験に関する経歴をすべて記載してください。</p> <p>・それぞれの経歴が、財務管理・労務管理・業務管理のいずれかの業務経験であるかわかるように記載してください。</p> <p>(財務管理・労務管理・業務管理の経験は申請者における建設業の業務経験でなければなりません。他の建設業者又は建設業を営む者における経験は使用できません。)</p>					
	至	年 月 日						
自	年 月 日							
至	年 月 日							
自	年 月 日							
至	年 月 日							
自	年 月 日							
至	年 月 日							
自	年 月 日							
至	年 月 日							
歴	自	年 月 日						
	至	年 月 日						
	自	年 月 日						
	至	年 月 日						
賞	賞	建設業法の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、 その他の賞罰についても記載します。 刑罰については罰金刑も記載します。 (例)〇〇法違反 懲役3年 △△法違反 罰金〇万円 (刑罰は、欠格要件に該当しなくなってから5年以内の申請(届出)において記載してください。なお、刑法第34条の2により刑の言渡しの効力が失われたものについては記載を要しません) 賞罰がなければ「なし」と書きます。			賞 罰 の 内 容			
							なし	
	罰							
上記のとおり相違ありません。								
令和〇〇年△△月□□日			氏 名 川田 二郎					

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

(例) 経營業務の管理責任者等を変更する場合
常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ (1)
(2)
(3) に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 **代表取締役** ← 経験時の役職名を書きます。

経験年数 平成22年7月から 令和2年12月まで 満10年5月

証明者と被証明者との関係 **役員** ← 証明者の立場から見た被証明者との関係

備考

原則、片端落しで計算してください。
 新規及び変更の場合は、P58 ロ経験の確認及びP54 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。更新の場合は、P54 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。
 なお、許可を受けなくてもよい軽微な工事のみを営業していた場合は様式第2号「工事経歴書」及び様式第3号「直前3年の各事業年度における工事施工金額」に記載が必要です。

令和〇〇年△△月□□日

原則として、当該経験年数における使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該本人）の証明が必要です。
 なお、使用者がない場合には被証明者と同等以上の役職にある者又は役職にあった者の証明が必要です。また、証明者が複数になる場合は、証明者別に作成してください。
 なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由（法人の解散等）があり、やむを得ず自己証明をする者については、「備考」欄にその理由を記載してください。

証明者 三重県津市桜橋3丁目446番34号
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役 三重太郎

(2) 下記の者は、許可申請者 の常勤の役員
（本）
の支配人 で第7条第1号イ (1)
(2)
(3) に該当する者であることに相違ありません。

令和〇〇年△△月□□日

許可申請者と常勤役員等との関係 該当しないものを消します。

地方整備局長
北海道開発局長
三重県 知事 殿

P124の「建設業許可申請書（様式第一号）」の申請者と一致します。

申請者 届出者 三重県津市桜橋3丁目446番34号
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役 三重太郎

申請又は届分の区分 1 7 2 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更又は追加の年月日 令和3年1月8日 変更の場合は「2」を記入します。

許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

変更した事実発生日を記入します。 大臣 知事 コード

許可番号 1 8 2 4 国土交通大臣 三重県知事 許可（一般 - 0 1）第 0 1 2 3 4 5 号 令和 0 2 年 0 2 月 0 1 日

太枠内が常勤役員等（経營業務の管理責任者等）として証明される者です。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 ミ エ カタカナで最初から2文字だけ記入します。

氏名 2 0 三 重 太 郎 姓と名の間を1マス空けます。

住所 津市広明町13番地 現住所を書きます。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
 生年月日 S 2 4 年 0 4 月 1 2 日

◎【変更前】

氏名 2 1 松 阪 二 郎

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
 生年月日 S 2 1 年 0 7 月 0 1 日

備考
 常勤役員等の略歴については、別紙による。

健康保険等の加入状況

令和〇〇年△△月□□日

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、届出をします。

許可申請の場合は(1)に○を、
変更届の場合は、(2)に○を付けます。

— 地方整備局長
— 北海道開発局長
三重県 知事 殿

該当しないものを消します。

申請者 三重県津市桜橋3丁目446番34号
届出者 エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役 三重 太郎

許可年月日 令和04年01月01日
許可番号 国土交通大臣 許可(一般特) 第099999号 三重県 知事

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等		
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
本社	8人 (4人)	1	1	1	健康保険 01エア 01234 厚生年金保険 01エア 01234 雇用保険 24312345678900		
伊賀営業所	3人 (0人)	3	3	3	健康保険 本店一括 厚生年金保険 本店一括		
(個人事業主の場合) 本店	1人 (1人)	2	2	2	健康保険 三重県建設国民健康保険組合 厚生年金保険 - 雇用保険 -		
合計	11人 (4人)						

記載上の注意事項について

「保険加入の有無」の欄について

「健康保険」の欄については、適用事業所になったことについて日本年金機構(協会けんぽ)又は組合管掌健康保険の健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主の場合や、建設業に係る国民健康保険組合に加入している等の健康保険の適用が除外される場合は「2」を、健康保険法(大正11年法律第70号)第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。)については「3」を記入します。

「厚生年金保険」の欄については、適用事業所になったことについて日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主の場合等の厚生年金保険法の適用が除外される場合は「2」を、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。)については「3」を記入します。

「雇用保険」の欄については、適用事業所になったことについて公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「1」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「2」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」を記入してください。

「事業所整理記号等」の欄について

「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては健康保険組合名)を記載してください。

「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載してください。

※建設業に係る国民健康保険組合(三重県建設国民健康保険組合、全国建設工事業国民健康保険組合、全国土木建築国民健康保険組合等)に加入している場合は、健康保険組合名を記載してください。

※協会けんぽと建設業に係る国民健康保険組合の両方に加入している場合は、協会けんぽについて記入してください。

※事業所整理記号等について、個人の保険証には記載されていないので、日本年金機構から発行される「保険料納入告知額・領収済額通知書」「適用通知書」「納入告知書」等で確認してください。

※協会けんぽの場合で、健康保険と厚生年金に共に加入している場合は、「健康保険」「厚生年金保険」の欄に同一の事業所整理記号及び事業所番号を記載することになります。

「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載してください。

※労働保険番号について、自社で申告納付している場合、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」「納付書・領収証書」「雇用保険適用事業所設置届事業主主控」等で確認してください。

また、労働保険事務組合に委託している場合、「労働保険料等領収書」「労働保険料等納入通知書」「雇用保険適用事業所設置届事業主主控」等で確認してください。

例4 営業所技術者等の交替に伴い、技術者を削除する場合

更新申請の場合は作成不要です。

営業所技術者等証明書（新規・変更）

営業所技術者等の交替の場合は、営業所技術者等証明書が追加と削除の2枚提出する必要があります。

- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する営業所技術者等を営業所に置いていることに相違ありません。
(2) 下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。

営業所技術者等の交替に伴い、既存の営業所技術者等を削除する場合に(2)に○を付けます。
なお、削除する営業所技術者等の担当していた業種すべてにおいて交替する者がいない場合は、本様式ではなく、P230の届出書(様式第22号の3)を提出します。

届出の場合は、「申請者」を消します。

令和〇〇年△月□□日

地方整備局長
北海道開発局長
三重県 知事 殿

申請者
届出者
三重県津市桜橋3丁目446番34号
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役 三重太郎

Form with fields for 区, 項番, 大臣コード, 許可番号, 国土交通大臣 許可(一般-02)第099999号, 許可能年月日 (令和03年01月01日)

Form for 氏名 (伊勢 三郎), 生年月日 (S42年05月05日), 資格区分 (1, 3), 変更年月日 (令和3年1月10日), 営業所住所 (伊勢市岩淵1丁目7番29号), 営業所名称 (新所属)

Form for 氏名, 生年月日, 資格区分, 営業所名称 (旧所属), 営業所名称 (新所属)

Form for 氏名, 生年月日, 資格区分, 営業所名称 (旧所属), 営業所名称 (新所属)

営業所技術者等 工事種類・有資格区分コード表

様式第八号 営業所技術者等証明書(新規・変更)

			記載コード		
	法律条文	要件	工事種類 項番64	有資格区分 項番65	
一般	建設業法 第7条第2号	イ 指定学科卒業 + 実務経験 【大学・高専卒3年／高校卒5年】	1	01	
		ロ 実務経験 10年経験	4	02	
		ハ 国家資格者等	7	P33～37技術者の資格表	
特定	建設業法 第15条第2号	イ 国家資格者・建設業法及び建築士法による技術者(1級) ・技術士法による資格者	9	P33～37技術者の資格表	
		ロ 指導監督的 実務経験 2年以上	+ 法第7条第2号イ 【指定学科卒業 + 実務経験】	2	01
			+ 法第7条第2号ロ 【実務経験 10年以上】	5	02
			+ 法第7条第2号ハ 【国家資格者等】	8	P33～37技術者の資格表
		ハ	国土交通大臣特別認定(同号イと同等以上)	3	03
国土交通大臣特別認定(同号ロと同等以上)	6		04		

国土交通大臣・都道府県知事コード表

コード	大臣・都道府県
00	国土交通大臣
24	三重県知事

市町コード表

コード	市町名
24201	津市
24202	四日市
24203	伊勢市
24204	松阪市
24205	桑名市
24207	鈴鹿市
24208	名張市
24209	尾鷲市
24210	亀山市
24211	鳥羽市
24212	熊野市
24214	いなべ市
24215	志摩市
24216	伊賀市
24303	桑名郡木曾岬町
24324	員弁郡東員町
24341	三重郡菰野町
24343	三重郡朝日町
24344	三重郡川越町
24441	多気郡多気町
24442	多気郡明和町
24443	多気郡大台町
24461	度会郡玉城町
24470	度会郡度会町
24471	度会郡大紀町
24472	度会郡南伊勢町
24543	北牟婁郡紀北町
24561	南牟婁郡御浜町
24562	南牟婁郡紀宝町

実 務 経 験 証 明

一人が複数の業種をいずれも実務経験で担当する場合、**担当する期間の重複は認められません。**
 （例えば資格を有しない者が2業種を担当する場合、10年ごと計20年の経験を証明する必要があります。）

下記の者は、とび・土工・コンクリート 工事に關し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

この証明書は、建設工事の種類（業種）、技術者、証明者ごとに各々別葉に作成します。なお、国家資格等のみで営業所技術者等の要件を満たし、実務経験が不要とされる方は、この証明書は必要ありません。

許可を受けようとする建設工事の書類を書きます。

原則として使用者が証明者となります。それ以外の場合は、使用者の証明を得ることができない理由を下記欄に明記してください。

三重県津市桜橋3丁目446番34号
 エム・アイ・イー土木株式会社
 証明者 代表取締役 三重太郎

証明者の立場から見た技術者との関係を書きます。

被証明者との関係 従業員

建設工事の実務を経験した時の使用者の商号又は名称を書きます。

技術者の氏名	山田 太郎	生年月日	昭和35年12月7日	使用された期間	昭和62年 10月から 令和2年 12月まで
使用者の商号は名	又 称	エム・アイ・イー土木株式会社			
職 名	実 務 経 験 の 内 容	実 務 経 験 年 数			
技術主任	高橋邸基礎工事 現場作業員 他	「使用された期間」の欄には、「使用者の商号又は名称」の欄に記載された使用者に雇用されていた期間を記載すること。 他 工事施工期間は重複しないこと。施工期間については、例えば1年間のうちに2月・4月・6月・8月しか工事をしていなければ、4カ月の積み上げとなり、1年間の積み上げとは認められません。			
技術主任	三重商店新築足場設置工事 現場作業員 他12件	記載した工事について、契約書、発注証明書、注文書、工事履行証明書等の工事請負の実態がわかるもの【写】の提出が必要です(P70)			
技術主任	安濃町地内掘削工事 施行監督補助 他15件	平成24年1月から平成24年12月まで			
技術主任	山田邸宅地造成工事 施工監督補助 他10件	平成25年1月から平成25年12月まで			
係長	白山町地内コンクリート打設工事 施工監督補助 他9件	平成26年1月から平成26年12月まで			
係長	美里地区急傾斜地崩壊対策工事 施工監督 他8件	平成27年1月から平成27年12月まで			
課長	町道13号道路地盤改良工事 施工監督 他12件	平成28年1月から平成28年12月まで			
課長	美杉町地内地すべり防止対策工事 施工監督 他11件	平成29年1月から平成29年12月まで			
工事部長	町道25号道路交通安全対策工事	平成30年1月から平成30年12月まで			
工事部長	町道25号道路標識設置工事	平成31年1月から令和元年12月まで			
被証明者が所属していた部署名を書きます。小規模事業者などで明確な職名が存在しない場合は、「取締役」「事業主」「現場監督」「作業員」などの名称を書きます。		従事した工事の内容が具体的に明らかになるよう書きます。なお、通年にわたって建設工事が続く場合にはその年の代表的な工事の件名を記入し、その他の工事は「他〇件」として、原則1年分を1行にまとめて書きます。※他〇件が少なく、1年の積み上げに満たない場合は、認められないこともあります。		令和2年1月から令和2年12月まで	
「使用者の証明を得ることができない場合」とは、「使用者の商号又は名称」の欄に記載された使用者と「証明者」の欄に記載された証明者が異なる場合をいいます。		合計年数は、記載した工事の経験期間を合計して書きます。なお、所定の用紙内に記載しきれないときは、用紙を追加して必要な実務経験年数に達するまで書きます。		年 月 日から 年 月 日まで	
使用者の証明を得ることができず、使用者と証明者が異なる場合にその理由を書きます。（記入例） 使用者が倒産等のため証明が得られない場合 倒産により使用者が行方不明のため など				年 月 日から 年 月 日まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計 満 10 年 6 月	

記載要領

- 1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 2 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部署名等を記載すること。
- 3 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数※の合計を記載すること。

※「実務経験年数」の欄には、「実務経験の内容」の欄に記載された建設工事に係る経験期間を記載し、それらの期間を積み上げて、その合計期間を「合計」欄に記載し、当該合計年数が必要年数を満たしていることが必要となります。

許可を受けようとする建設工事の種類を書きます。

指導監督的実務経験証明書

下記の者は、電気通信 工事に關し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和〇〇年△△月□□日

1 この証明書は、特定建設業の許可を受けようとする場合で法第15条第2号の該当区分が（ロ）に該当した方について作成します。
 2 建設工事の種類（業種）、技術者、証明書ごとに各々別業に作成しますが、ここでの工事は元請工事で請負代金の額（消費税込み）が右表のものに限られます。

工事に従事した時	請負代金の額
昭和59年9月30日以前	15,000千円以上
昭和59年10月1日以降 平成6年12月27日以前	30,000千円以上
平成6年12月28日以降	45,000千円以上

三重県津市桜橋3丁目446番34号
 エム・アイ・イー土木株式会社
 代表取締役 三重太郎

原則として使用者が証明者になります。

被証明者との関係 使用人

建設工事の実務の経験をした時の使用者の商号又は名称を書きます。

証明者の立場から見た技術者との関係を書きます。

技術者の氏名	山本 一男		生年月日	昭和37年8月15日		使用された	昭和62年4月から	
使用者の商号 は 名 又 称	エム・アイ・イー土木株式会社		間	令和2年12月まで		間	令和2年12月まで	
発注者名	請負代金の額	職名	実務経験の内容			実務経験年数		
三重県	65,000千円	工事課長	県庁舎無線電機設備改修工事			平成18年5月から平成18年11月まで		
津市	48,000千円	工事部長	本庁舎非常放送設備工事			平成20年8月から平成20年12月まで		
三重放送設備(株)	46,000千円	工事部長	ショッピングモール緊急放送設備整備工事			平成21年9月から平成21年12月まで		
三重県	52,000千円	工事部長	監視装置システム改修工事			平成23年5月から平成23年10月まで		
(株)中部電器	47,000千円	工事部長	三重工場電気通信設備工事			平成23年12月から平成24年3月まで		
三重県	50,000千円	工事部長	雨量観測所設備工事			平成24年11月から平成25年4月まで		
	千円					年 月から 年 月まで		
請負契約の相手方の 名称を書きます。	千円		元請工事について、請負契約書の請負代金額、工事内容、経験年数を確認します。 なお、記載した工事について、契約書、発注証明書、注文書、工事履行証明書等の工事請負の実態がわかるもの【写】の提出が必要です。			年 月から 年 月まで		
「工事種類」、「証明者」、「被証明者との関係」、「使用された期間」、「職名」及び「使用者の証明を得ることができない場合はその理由」の欄は、実務経験証明書(様式第9号)の記載上の注意により記載すること。						年 月から 年 月まで		
指定建設業(土、建、電、管、鋼、舗、園)については、指導監督的実務経験は認められません。						年 月から 年 月まで		
	千円					年 月から 年 月まで		
	千円		経験年数を合計して満2年以上になることが必要です。			年 月から 年 月まで		
使用者の証明を得ることができない場合はその理由						合計	満	2年8月

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事（平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）1件ごとに記載すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

従たる営業所がない場合、
本様式は提出不要です。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

令和〇〇年△△月□□日

営業所の名称	職名	フリガナ
伊賀営業所	営業所長	ウエノ イチロウ 上野 一郎
<p>P127「営業所一覧表（様式第一号の別紙二）」に書いた「従たる営業所」の名称を書きます。</p>	<p>役員等を兼ねている場合は、「取締役〇〇営業所長」等と記入する。</p>	
		<p>別紙二に従たる営業所を記載した場合、又は個人で支配人を置いた場合に該当する営業所長、支配人等を記載する。 令第3条に規定する使用人は、当該営業所への常勤を要するため、他の営業所と兼務できない。</p>

様式第7号別紙(P150)及び様式第7号の2別紙(P152、P158)に記載した「常勤役員等(経營業務の管理責任者等)」については、本様式の作成は不要です。

法人の場合は、P125の「役員等の一覧表(別紙一)」に記載した役員等全員(常勤役員等(経營業務の管理責任者等)を除く)について、この調書を作成します。
 ※未成年者の場合は、その法定代理人の分も必要です。

個人の場合は、事業主が「常勤役員(経營業務の管理責任者)」であることが多い
 ため原則作成は不要ですが、支配人を置いているなど事業主が「常勤役員等(経營業務の管理責任者等)」に配置されていない場合は作成が必要となります。

(用紙A4)

許可申請者 $\left(\begin{array}{l} \text{法人の役員等} \\ \text{本} \\ \text{人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ の住所、生年月日等に関する調書

不要のものを消します。

住 所	津市栄町1-954			住民票上の住所と居住地(現住所)が異なる場合は、居住地(現住所)を記載してください。
氏 名	山田 一郎	生 年 月 日	昭和 34年 5月 15日生	
役 名 等	取締役			申請時の役名等を記載<例:代表取締役・取締役(以上法人)・事業主(個人)・株主等>
賞 罰	罰 の 内 容			
	なし			
賞 罰	建設業法の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載します。刑罰については罰金刑も記載します。 (例)〇〇法違反 懲役3年 △△法違反 罰金〇万円 (刑罰は、欠格要件に該当しなくなってから5年以内の申請(届出)において記載してください。なお、刑法第34条の2により刑の言渡しの効力が失われたものについては記載を要しません) 賞罰がなければ「なし」と書きます。 ※株主等(株主又は出資者)、顧問、相談役については記載不要です。			
	「顧問」「相談役」「株主等」の場合は、確認欄への記載は不要です。 氏 名 山 田 一 郎			
令和〇〇年△△月□□日				

記載要領

- 「 $\left(\begin{array}{l} \text{法人の役員等} \\ \text{本} \\ \text{人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ については、不要のものを消すこと。
- 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載すること。
- 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること
- 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

建設業法施行令第3条に規定する使用人が不在の場合は、提出を省略することができます。

(用紙A4)

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住 所	伊賀市四十九町3184	←	住民票上の住所と居住地(現住所)が異なる場合は、居住地(現住所)を記載してください。
氏 名	上野 一郎	生 年 月 日	昭和 50年 4月 12日生
営 業 所 名	伊賀営業所	←	所属する営業所の名称、申請時点での職名を書きます。
職 名	伊賀営業所長	←	
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
	建設業法の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載します。 刑罰については罰金刑も記載します。 (例)〇〇法違反 懲役3年 △△法違反 罰金〇万円 (刑罰は、欠格要件に該当しなくなってから5年以内の申請(届出)において記載してください。なお、刑法第34条の2により刑の言渡しの効力が失われたものについては記載を要しません) 賞罰がなければ「なし」と書きます。 ※株主等(株主又は出資者)、顧問、相談役については記載不要です。 上記のとおり相違ありません。		なし
令和〇〇年△△月□□日		氏 名 上野 一郎	

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

個人事業主で支配人(令第3条の規定する使用人)を「常勤役員等(経営業務管理責任者等)」にする場合は、その支配人について、常勤役員等の略歴書(様式第7号別紙)及び常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書(様式第7号の2別紙)を作成するので、本様式の作成は不要です。また、役員等を兼ねている者についても、本様式の作成は不要です。

許可申請者が法人である場合に作成します。

株 主 （出 資 者） 調 書

株主（出資者）名	住 所	所有株数又は出資の価額
三 重 太 郎	津市桜橋3丁目446番34号	200株
山 田 一 郎	津市広明町13番地	100株
川 田 二 郎	津市西丸之内23-1	100株
海 田 三 郎	松阪市高町138	50株
志 摩 次 郎	志摩市阿児町鷺方3098-9	50株

総株主の議決権、出資総額5/100以上の株主、出資者の氏名全員を書きます。
 法人の場合
 商号又は名称
 個人の場合
 その者の氏名

株数の場合は「〇〇株」、
 出資の価格の場合は「〇〇円」と書きます。

財務諸表を提出する場合、
本様式も作成してください。

財 務 諸 表

(法 人 用)

様式第十五号	貸 借 対 照 表
様式第十六号	損 益 計 算 書
	完 成 工 事 原 価 報 告 書
様式第十七号	株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
様式第十七号の二	注 記 表
(様式第十七号の三	附 属 明 細 表)

事業年度 { 自 令和 3 年 10 月 1 日
至 令和 4 年 9 月 30 日

(会社名) エム・アイ・イー土木株式会社

(作成にあたっては、国土交通省告示第1660号に定める勘定科目の説明を参照してください。)

様式第十五号 (第四条、第十条、第十九条の四関係)

(用紙A4)

貸借対照表

決算日を書きます。

→ 令和4年9月30日現在

勘定科目についてはP188~を参照。

(会社名) エム・アイ・イー土木株式会社

・各勘定科目の金額は、千円未満切り捨て(千円単位)で表記。
・端数処理により「0」となった場合は、「0」と記載

I 流動資産

の部

→千円

現金預金		679,623
受取手形	完成工事高に計上した請負代金の未収額を計上します。(売掛金は含みません)	14,705
完成工事未収入金		154,005
有価証券		-----
未成工事支出金		129,183
材料貯蔵品		-----
短期貸付金		81,222
前払費用		-----
その他	資産合計の5%以下の科目のみ合算の上、その他流動資産として計上できます。5%を超える科目については、それぞれ独立して勘定科目を設定します。(固定資産、負債の部も同様)	71,853
貸倒引当金		△ 1,085
流動資産合計		1,129,509①

II 固定資産

(1) 有形固定資産 各合計金額欄は、円単位の金額でそれぞれ合計した後、千円未満切り捨て(千円単位)で表記します。

建物・構築物	取得価額を書きます。	→ 35,550	
減価償却累計額		△ 1,828	→ 33,722
機械・運搬具		13,235	残存価額を書きます。
減価償却累計額		△ 4,324	8,911
工具器具・備品		3,501	
減価償却累計額		△ 499	3,002
土地			41,770
リース資産			
減価償却累計額		△	
建設仮勘定			
その他			
減価償却累計額		△	
有形固定資産合計			87,405②

(2) 無形固定資産

特許権			
借地権			
のれん			
リース資産			
その他			225
無形固定資産合計			225③

(3) 投資その他の資産

投資有価証券 3, 102

関係会社株式・関係会社出資金 2, 700

長期貸付金 -----

破産更生債権等 -----

長期前払費用 -----

繰延税金資産 -----

その他 8, 378

貸倒引当金 △

投資その他の資産合計 14, 180④

固定資産合計 101, 810⑤

III 繰延資産 ⑤=②+③+④

創立費 -----

開業費 -----

株式交付費 -----

社債発行費 -----

開発費 -----

繰延資産合計 -----⑥

資産合計 ⑦=①+⑤+⑥ 1, 231, 319⑦

負債の部

I 流動負債

支払手形 119, 825

工事未払金 107, 034

短期借入金 5, 000

リース債務 -----

未払金 -----

未払費用 -----

未払法人税等 90

未成工事受入金 151, 320

預り金 2, 379

前受収益 -----

引当金 -----

その他 -----

流動負債合計 385, 650⑧

II 固定負債

社債 -----

長期借入金 157, 785

リース債務 -----

決算期後1年を超えた後処分することになる債権等を計上します。(保証金、役員保険積立金等)

各合計金額欄は、円単位の金額それぞれ合計し、千円単位で表示します。(千円単位で表示したものを合計するものではありませんので通常は千円単位での合計とは一致しません。)

未払消費税はここへ計上します。

買掛金は含みません。

決済期後1年以内に返済することとなる額を計上します。1年以内に完済するか否かを問いません。

当期分として課税される法人税、住民税及び事業税のうち未払額を計上します。

完成工事補償、製品保証、修繕等の引当金を記載、その設定目的を示す名称を付した科目をもって記載します。

許可要件の流動比率
特定建設業 $75\% \leq \text{①} / \text{⑧} \times 100\%$

決算期後1年を超えた後に返済する額を計上します。
分割返済の定めがあるものについては、決済期後1年以内の分割返済予定額を算定し、これを流動負債(短期借入金)に振り替えなければなりません。

繰延税金負債			
退職給付引当金	退職給付引当金等の引当金を記載、その設定目的を示す名称を付した科目をもって記載します。		2,409
負ののれん			
その他			9,000
固定負債合計			169,195 ^⑨
負債合計		⑩=⑧+⑨	554,845 ^⑩

純 資 産 の 部

I 株 主 資 本

(1) 資本金	許可要件の資本金額	→	20,000 ^⑪
(2) 新株式申込証拠金	特定建設業 ≥ 20,000千円		^⑫
(3) 資本剰余金			
資本準備金			^⑬
その他資本剰余金			^⑭
資本剰余金合計		⑮=⑬+⑭	^⑮
(4) 利益剰余金			
利益準備金	株主総会又は取締役会の決議により設定されたものを、その名称を付して計上		5,000 ^⑯
その他利益剰余金			^⑰
準備金			^⑱
別途積立金			615,000 ^⑱
繰越利益剰余金	許可要件の欠損比率	→	36,474 ^⑲
利益剰余金合計	特定建設業で(△)がある時	⑳=⑯+⑰+⑱+⑲	656,474 ^⑳
(5) 自己株式	(⑲ - (⑮+⑯+⑰+⑱)) / ⑪ × 100% ≤ 20%	△	^㉑
(6) 自己株式申込証拠金			^㉒
株主資本合計		㉓=⑪+⑫+⑮+⑳+㉑+㉒	676,474 ^㉓

II 評価・換算差額等

(1) その他有価証券評価差額金		
(2) 繰延ヘッジ損益		
(3) 土地再評価差額金		
評価・換算差額等合計		^㉔

III 新株予約権

純資産合計	②⑥=②③+②④+②⑤	→	676,474 ^{②⑥}
負債純資産合計	②⑦=②⑩+②⑥=②⑦		1,231,319 ^{②⑦}

許可要件の自己資本の額
 特定建設業 ≥ 40,000千円
 一般建設業 ≥ 5,000千円
 5,000千円未満の場合は、5,000千円以上の預金残高証明書等が必要となります。

損 益 計 算 書

自 令和元年10月 1日

至 令和2年 9月 30日

兼業事業における売上高が総売上高の
1/10を超えるときは兼業事業の売上高
及び売上原価を区分して計上します。

（会社名） エム・アイ・イー土木株式会社

I	売上高	通常は様式第三号の直前3年の各事業年度における工事施工金額と一致します。	千円
	完成工事高	←	830,834 ²⁸
	兼業事業売上高	← 建設業以外の売上高を 計上します。	29
			830,834 ³⁰
			³⁰ = ²⁸ + ²⁹
II	売上原価		
	完成工事原価		695,862 ³¹
	兼業事業売上原価		32
			695,862 ³³
			³³ = ³¹ + ³²
	売上総利益（売上総損失）		
	完成工事総利益（完成工事総損失）		134,972 ³⁴
	兼業事業総利益（兼業事業総損失）		35
			134,972 ³⁶
			³⁶ = ³⁴ + ³⁵
III	販売費及び一般管理費		
	役員報酬		36,000
	従業員給料手当	← 工事現場に関与しない職員 等に支払う給与等を計上し ます。賞与引当金繰入額は ここに計上します。	26,426
	退職金		
	法定福利費		8,584
	福利厚生費		1,681
	修繕維持費		1,234
	事務用品費	← 退職給付引当金繰入額は ここに計上します。	2,404
	通信交通費		2,506
	動力用水光熱費		3,433
	調査研究費		
	広告宣伝費		126
	貸倒引当金繰入額		
	貸倒損失		
	交際費		2,180
	寄付金		139
	地代家賃		10,910
	減価償却費		150
	開発費償却		
	租税公課		712
	保険料		6,013
	雑費		6,133
			108,638 ³⁷
	営業利益（営業損失）		26,334 ³⁸
			³⁸ = ³⁶ - ³⁷

損失の場合は△表示
で計上します。

IV 営業外収益			
受取利息及び配当金		4,617	
その他		1,267	5,885 ⁽³⁹⁾
V 営業外費用			
支払利息		120	
貸倒引当金繰入額			
貸倒損失			
その他		9,641	9,762 ⁽⁴⁰⁾
経常利益（経常損失）			22,457 ⁽⁴¹⁾
VI 特別利益			⁽⁴¹⁾ = ⁽³⁸⁾ + ⁽³⁹⁾ - ⁽⁴⁰⁾
前期損益修正益			
その他 ←	固定資産売却益はここに計上します	519	519 ⁽⁴²⁾
VII 特別損失			
前期損益修正損			
その他 ←	固定資産売却損はここに計上します	5,511	5,511 ⁽⁴³⁾
税引前当期純利益（税引前当期純損失）		⁽⁴⁴⁾ = ⁽⁴¹⁾ + ⁽⁴²⁾ - ⁽⁴³⁾	17,465 ⁽⁴⁴⁾
法人税、住民税及び事業税 ←		180 ⁽⁴⁵⁾	
法人税等調整額		⁽⁴⁶⁾	180 ⁽⁴⁷⁾
当期純利益（当期純損失）		⁽⁴⁸⁾ = ⁽⁴⁴⁾ - ⁽⁴⁷⁾	17,285 ⁽⁴⁸⁾

当期分として課税される法人税、住民税及び事業税を計上します。

損失の場合は△表示で計上します。

完成工事原価報告書

自令和 3年 10月 1日

至令和 4年 9月 30日

(会 社 名) エム・アイ・イー土木株式会社

工種・工程等の工事の完成を約する契約による支払額であって、その大部分が労務費であるものに基づく支払額は、労務費に含めて記載することができる。
(※労務費もしくは外注費のいずれかの処理が可能。労務費に含めた場合には、これらの支出を区分集計した上で、労務外注費として労務費の内書表示をする。)

工事のために直接購入した材料費等

千円

I	材料費	←	工事のために直接購入した材料費等	91,802
II	労務費	←	工事に従事した直接雇用の作業員に対する賃金、給料手当等を計上します。	103,342
	(うち労務外注費)	←	)
III	外注費	←	下請工事契約額を計上(労務費に含めたものは除く)	406,637
IV	経費	←	・完成工事について発生した材料費、労務費及び外注費以外の費用 ・完成工事補償引当金繰入額はここに計上します。	94,079
	(うち人件費)	←	45,610)
	完成工事原価			<u>695,862</u>

③1

経費のうち工事に要した従業員(工事現場における管理業務に従事した技術、事務職員等)の給料手当等、退職金(繰入額含む)、法定福利費等を計上します。

千円未満の金額表記について

- 各勘定科目の金額は、千円未満切捨て(千円単位)で表記する。
- 各合計金額欄は、円単位までの金額で計算した後、千円未満を切捨て(千円単位)で表記する。

様式第十七号(第四条、第十条、第十九条の四関係)

株主資本等変動計算書
 自 令和3年10月1日
 至 令和4年9月30日

前期貸借対照表の資本の部の数字を記載します。

端数の処理を統一して、千円単位で表示します。
 会社法第2条第6号に規定する大会社の場合は、百万円単位をもって表示することができます。この場合、「(単位・千円)」を「(単位・百万円)」と修正してください。

(会社名) エム・アイ・イー・エス株式会社

	株主資本				利益剰余金				自己株式				株主資本合計				評価・換算差額等				純資産合計
	資本剰余金		利益剰余金		資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	新株予約権	純資産合計					
	新株式申込証拠金	資本準備金	資本剰余金	資本剰余金合計	資本準備金	利益準備金	資本剰余金	利益剰余金合計		資本剰余金	利益剰余金						資本剰余金	利益剰余金	資本剰余金	利益剰余金	
当期首残高	20,000				5,000	615,000	19,189	639,189												659,189	
当期変動額																					
新株の発行																					
剰余金の配当																					
当期純利益							17,285	17,285												17,285	
自己株式の処分																					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)																					
当期変動額合計																					
当期末残高	20,000				5,000	615,000	36,474	656,474												676,474	

当期貸借対照表の純資産の部に記載した数字が上がってきます。「当期首残高」+「当期変動額合計」

新設法人の場合はここに記載します。

損益計算書の当期純利益

注 記 表
自 令和 3年10月 1日
至 令和 4年 9月 30日

（会社名） エム・アイ・イー土木株式会社

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況
- 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法 **最終仕入原価法**
 - (2) 固定資産の減価償却の方法 **建物については定額法、その他の資産は定率法**
 - (3) 引当金の計上基準
貸倒引当金の計上基準
一般債権については法人税法の規定による法定繰入率、その他の債権については個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。
 - (4) 収益及び費用の計上基準
工事収益の計上基準
工期2年以上かつ請負金額1億円以上の工事については工事進行基準、その他の工事については工事完成基準を適用している。
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法 **税抜方式**
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項 **該当なし**
- 3 会計方針の変更 **該当なし**
- 4 表示方法の変更 **該当なし**
- 4-2 会計上の見積り
- 5 会計上の見積りの変更
- 6 誤謬の訂正 **該当なし**
- 7 貸借対照表関係
 - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
 - ①担保に供している資産の内容及びその金額
 - ②担保に係る債務の金額
 - (2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
 - (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
 - (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
 - (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
 - (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額
- 8 損益計算書関係
 - (1) 売上高のうち関係会社に対する部分
 - (2) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
 - (3) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
 - (4) 関係会社との営業取引以外の取引高
 - (5) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

9 株主資本等変動計算書関係

- (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数 **普通株式〇〇〇〇株**
- (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数 **該当なし**
- (3) 剰余金の配当
令和〇年〇月〇日定時株主総会決議 配当総額〇〇〇千円
一株あたり〇〇〇円 利益剰余金を原資とする
- (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数 **該当なし**

10 税効果会計

11 リースにより使用する固定資産

12 金融商品関係

- (1) 金融商品の状況
- (2) 金融商品の時価等

13 賃貸等不動産関係

- (1) 賃貸等不動産の状況
- (2) 賃貸等不動産の時価

14 関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	科目	期末残高 (千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

- (1) 一株当たりの純資産額
- (2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

17-2 収益認識関係

17-3 国際最低課税額に対する法人税等 **該当なし**

18 その他 **該当なし**

(注意)
 この記載例は、株式会社のうち会計監査人なしで、かつ株式譲渡制限会社の例です。
 (会社の形態によって記載する箇所が異なりますので、次ページの記載要領をご確認ください。)

記載要領

1 記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株 式 会 社			持分会社
	会計監査 人設置会 社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○	○
4-2 会計上の見積り	○	×	×	×
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6 誤謬の訂正	○	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×	×
8 損益計算書関係	○	○	×	×
9 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10 税効果会計	○	○	×	×
11 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12 金融商品関係	○	○	×	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14 関連当事者との取引	○	○	×	×
15 一株当たり情報	○	○	×	×
16 重要な後発事象	○	○	×	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
17-2 収益認識関係	○	×	×	×
17-3 国際最低課税額に対する法人税等	○	○	○	○
18 その他	○	○	○	○

【凡例】○…記載要、×…記載不要

◇ 上記記載事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載してください。

財務諸表を提出する場合、
本様式も作成してください。

財 務 諸 表

(個 人 用)

様式第十八号 貸 借 対 照 表

様式第十九号 損 益 計 算 書

令和 4年 12月 31日

(商号または名称) 三重土木工業

(個人の場合)

様式第十八号 (第四条、第十条、第十九条の四関係)

(用紙A4)

貸借対照表

令和 4年 12月 31日現在

勘定科目についてはP188~を参照。

個人の決算日は毎年12月31日です。

(商号又は名称) **三重土木工業**

・各勘定科目の金額は、千円未満切り捨て(千円単位)で表記。
・端数処理により「0」となった場合は、「0」と記載

資 産 の 部

千円

I 流動資産

現金預金

完成工事高に計上した請負代金の未収額を計上します(売掛金は含みません)。

15,384

受取手形

1,020

完成工事未収入金

2,430

有価証券

.....

未成工事支出金

1,635

材料貯蔵品

3,300

その他

.....

貸倒引当金

.....

流動資産合計

23,771 ①

円単位の金額を合計し、千円単位をもって表示します。千円単位で表示したものを合計しても一致しない場合があります。

資産合計の5%以下の科目のみ合算し計上
5%を超える科目については、それぞれ独立して勘定科目を設定(固定資産、負債の部も同様)

II 固定資産

建物・構築物

2,150

機械・運搬具

4,366

工具器具・備品

3,920

土地

4,133

建設仮勘定

.....

破産更生債権等

.....

その他

.....

固定資産合計

14,571 ②

資産合計

38,343 ③=①+②

負 債 の 部

③=⑨

I 流動負債

支払手形

買掛金は含みません。

358

工事未払金

決算期後1年以内に返済することになる額を計上します。1年以内に完済するか否かを問いません。

5,253

短期借入金

4,095

未払金

520

未成工事受入金

1,660

預り金

賞与引当金、製品保証引当金等はここへ計上します。

120

引当金

.....

その他

.....

流動負債合計

許可要件の流動比率
特定建設業 $75\% \leq ① / ④ \times 100\%$

12,007 ④

II 固定負債

長期借入金
その他
固定負債合計
負債合計

決算期後1年を超えた後に返済する額を計上します。
分割返済の定めがあるものについては、決算期後1年以内の分割返済予定額を算定し、これを流動負債(短期借入金)に振り替えなければなりませんので注意してください。

10,824

10,824 ⑤

22,832 ⑥=④+⑤

退職給付引当金はここに計上します。

許可要件の資本金額
特定建設業 ≥ 20,000 千円

前期の資本合計を計上します。

資産の譲渡益等を計上します。

資産の譲渡損及び生活費等を計上します。

純資産の部

期首資本金
事業主借勘定
事業主貸勘定
事業主利益
純資産合計
負債純資産合計

許可要件の欠損比率
特定建設業で損失(Δ)がある場合
 $20\% \geq (⑦ - (【2】 + 【3】)) / 【1】 \times 100\%$

15,395 【1】

450 【2】

Δ 2,454 【3】

2,120 ⑦=①⑦

15,511 ⑧

38,343 ⑨=⑥+⑧

=③

損失又は欠損の場合はΔ表示で計上します。

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

消費税抜処理

許可要件の自己資本の額
特定建設業 ≥ 40,000 千円
一般建設業 ≥ 5,000 千円
5,000 千円未満の場合は、5,000 千円以上の預金残高証明書等が必要となります。

消費税の会計処理方法を書いてください。
「消費税抜処理」
「消費税込処理」
「免税につき税込処理」等

純資産合計⑧の計算例

$$⑧ = 【1】 + 【2】 - 【3】 + ⑦$$

$$15,511 = 15,395 + 450 - 2,454 + 2,120$$

(個人の場合)

様式第十九号 (第四条、第十条、第十九条の四関係)

(用紙A4)

損益計算書

・各勘定科目の金額は、千円未満切り捨て(千円単位)で表記。
・端数処理により「0」となった場合は、「0」と記載

自 令和 4年 1月 1日
至 令和 4年 12月 31日

通常は様式第三号の直前3年の各事業年度における工事施工金額の合計欄の金額と一致します。

(商号又は名称)

三重土木工業

千円

58,950 ⑩

I 完成工事高

II 完成工事原価

材料費

21,517

労務費

8,956

(うち労務外注費

外注費

12,500

経費

7,532

50,505 ⑪

完成工事総利益 (完成工事総損失)

8,445 ⑫

⑫ = ⑩ - ⑪

工事に要した従業員(工事現場における管理業務に従事した技術、事務職員等)の給料手当等はここに計上します。
完成工事補償引当金繰入額はここに計上します。

工事現場に関与しない職員等に支払う給与等を計上します。
賞与引当金繰入額はここに計上します。

III 販売費及び一般管理費

従業員給料手当

1,720

退職金

退職給付引当金繰入額、退職年金掛金はここに計上します。

.....

法定福利費

223

福利厚生費

15

維持修繕費

48

事務用品費

89

通信交通費

416

動力用水光熱費

193

広告宣伝費

26

交際費

218

寄付金

.....

地代家賃

378

減価償却費

827

租税公課

816

保険料

803

雑費

300

6,072 ⑬

営業利益 (営業損失)

損失の場合は△表示で計上します。

2,373 ⑭

⑭ = ⑫ - ⑬

IV 営業外収益

受取利息及び配当金		74	
その他	← 各種の引当金、準備金の 取崩しはここに計上します。	26	100 ⑮

V 営業外費用

支払利息	← 営業外費用の総額が10%を超える ものについては、それぞれ当該費用 を明示する科目を用いて計上	196	
その他		157	353 ⑯

事業主利益（事業主損失） → 2,120 ⑰

損失の場合は△表示
で計上します。

$$\begin{aligned} \textcircled{17} &= \textcircled{14} + \textcircled{15} - \textcircled{16} \\ &= \textcircled{7} \end{aligned}$$

千円未満の金額表記について

- ・各勘定科目の金額は、千円未満切捨て（千円単位）で表記する。
- ・各合計金額欄は、円単位までの金額で計算した後、千円未満を切捨て（千円単位）で表記する。

○建設業法施行規則別記様式第15号及び第16号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件(昭和57年建設省告示1660号)

最終改正 令和4年4月11日国土交通省告示第473号

貸借対照表

科 目	摘 要
〔資産の部〕	
I 流動資産	
現金預金	現金 現金、小切手、送金小切手、送金為替手形、郵便為替証書、振替貯金 払出証書等
	預金 金融機関に対する預金、郵便貯金、郵便振替貯金、金銭信託等で決算 期後1年以内に現金化できると認められるもの。ただし、当初の履行期 が1年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産に記 載することができる。
受取手形	営業取引に基づいて発生した手形債権(割引に付した受取手形及び裏書 譲渡した受取手形の金額は、控除して別に注記する。)。ただし、このうち破 産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以 内に弁済を受けられないことが明らかなものは、投資その他の資産に記載 する。
完成工事未収入金	完成工事高に計上した工事に係る請負代金(税抜方式を採用する場合も 取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。)の未収額。た だし、このうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で 決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなものは、投資その 他の資産に記載する。
有価証券	時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券及び決算 期後1年以内に満期の到来する有価証券
未成工事支出金	完成工事原価に計上していない工事費並びに材料の購入及び外注のため の前渡金及び手付金等
材料貯蔵品	手持ちの工事用材料及び消耗工具器具等並びに事務用消耗品等のうち未 成工事支出金、完成工事原価又は販売費及び一般管理費として処理され なかつたもの
短期貸付金	決算期後1年以内に返済されると認められるもの。ただし、当初の返済期 が1年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産(長期貸 付金)に記載することができる。
前払費用	未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料等の費用の前払で決算期後 1年以内に費用となるもの。ただし、当初1年を超えた後に費用となるもの として支出されたものは、投資その他の資産(長期前払費用)に記載するこ とができる。
その他	完成工事未収入金以外の未収入金及び営業取引以外の取引によつて生 じた未収入金、営業外受取手形その他決算期後1年以内に現金化できると 認められるもので他の流動資産科目に属さないもの。ただし、営業取引以 外の取引によつて生じたものについては、当初の履行期が1年を超え、又 は超えると認められたものは、投資その他の資産に記載することができる。
貸倒引当金	受取手形、完成工事未収入金等流動資産に属する債権に対する貸倒見込 額を一括して記載する。
II 固定資産	
(1)有形固定資産	
建物・構築物	次の建物及び構築物をいう。
〔構築物〕	社屋、倉庫、車庫、工場、住宅その他の建物及びこれらの附属設備 土地に定着する土木設備又は工作物

機械・運搬器具	次の機械装置、船舶、航空機及び車両運搬具をいう。
（機械装置）	建設機械その他の各種機械及び装置
（船舶）	船舶及び水上運搬具
（航空機）	飛行機及びヘリコプター
（車両運搬具）	鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具
工具器具・備品	次の工具器具及び備品をいう。
（工具器具）	各種の工具又は器具で耐用年数が1年以上かつ取得価額が相当額以上であるもの（移動性仮設建物を含む。）
（備品）	各種の備品で耐用年数が1年以上かつ取得価額が相当額以上であるもの
土地	自家用の土地
リース資産	ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産。ただし、有形固定資産に属するものに限る。
建設仮勘定	建設中の自家用固定資産の新設又は増設のために要した支出
その他の	他の有形固定資産科目に属さないもの
(2) 無形固定資産	
特許権	有償取得又は有償創設したもの
借地権	有償取得したもの（地上権を含む。）
のれん	合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回る場合の超過額
リース資産	ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産。ただし、無形固定資産に属するものに限る。
その他の	有償取得又は有償創設したもので他の無形固定資産科目に属さないもの
(3) 投資その他の資産	
投資有価証券	流動資産に記載された有価証券以外の有価証券。ただし、関係会社株式に属するものを除く。
関係会社株式・関係会社出資金	次の関係会社株式及び関係会社出資金をいう。
（関係会社株式）	会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第23号に定める関係会社の株式
（関係会社出資金）	会社計算規則第2条第3項第23号に定める関係会社に対する出資金
長期貸付金	流動資産に記載された短期貸付金以外の貸付金
破産更生債権等	完成工事未収入金、受取手形等の営業債権及び貸付金、立替金等のその他の債権のうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなもの
長期前払費用	未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料等の費用の前払で流動資産に記載された前払費用以外のもの
繰延税金資産	税効果会計の適用により資産として計上されるもの
その他の	長期保証金等1年を超える債権、出資金（関係会社に対するものを除く。）
貸倒引当金	等他の投資その他の資産科目に属さないもの 長期貸付金等投資等に属する債権に対する貸倒見込額を一括して記載する。
Ⅲ 繰延資産	
創立費	定款等の作成費、株式募集のための広告費等の会社設立費用
開業費	土地、建物等の賃借料等の会社成立後営業開始までに支出した開業準備のための費用
株式交付費	株式募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の新株発行又は自己株式の処分のために直接支出した費用
社債発行費	社債募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の社債発行のために直接支出した費用（新株予約権の発行等に係る費用を含む。）
開発費	新技術の採用、市場の開拓等のために支出した費用（ただし、経常費の性格をもつものは含まれない。）

〔負債の部〕		
I	流動負債	
	支払手形	営業取引に基づいて発生した手形債務
	工事未払金	工事費の未払額(工事原価に算入されるべき材料貯蔵品購入代金等を含む。)。ただし、税抜方式を採用する場合も取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。
	短期借入金	決算期後1年以内に返済されると認められる借入金(金融手形を含む。)
	リース債務	ファイナンス・リース取引におけるもので決算期後1年以内に支払われると認められるもの
	未払金	固定資産購入代金未払金、未払配当金及びその他の未払金で決算期後1年以内に支払われると認められるもの
	未払費用	未払給料手当、未払利息等継続的な役務の給付を内容とする契約に基づいて決算期までに提供された役務に対する未払額
	未払法人税等	法人税、住民税及び事業税の未払額
	未成工事受入金	請負代金の受入高のうち完成工事高に計上していないもの
	預り金	営業取引に基づいて発生した預り金及び営業外取引に基づいて発生した預り金で決算期後1年以内に返済されるもの又は返済されると認められるもの
	前受収益	前受利息、前受賃貸料等
	・ ・ ・ 引当金	修繕引当金、完成工事補償引当金、工事損失引当金等の引当金(その設定目的を示す名称を付した科目をもつて記載すること。)
	修繕引当金	完成工事高として計上した工事に係る機械等の修繕に対する引当金
	完成工事補償引当金	引渡しを完了した工事に係る契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除に対する引当金
	工事損失引当金	工事原価総額等が工事収益総額を上回る場合の超過額から、他の科目に計上された損益の額を控除した額に対する引当金
	役員賞与引当金	決算日後の株主総会において支給が決定される役員賞与に対する引当金(実質的に確定債務である場合を除く。)
	その他の	営業外支払手形等決算期後1年以内に支払又は返済されると認められるもので他の流動負債科目に属さないもの
II	固定負債	
	社債	会社法(平成18年法律第86号)第2条第23号の規定によるもの(償還期限が1年以内に到来するものは、流動負債に記載すること。)
	長期借入金	流動負債に記載された短期借入金以外の借入金
	リース債務	ファイナンス・リース取引におけるもののうち、流動負債に属するもの以外のもの
	繰延税金負債	税効果会計の適用により負債として計上されるもの
	・ ・ ・ 引当金	退職給付引当金等の引当金(その設定目的を示す名称を付した科目をもつて記載すること。)
	〔退職給付引当金〕	役員及び従業員の退職給付に対する引当金)
	負ののれん	合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回る場合の不足額
	その他の	長期未払金等1年を超える負債で他の固定負債科目に属さないもの
〔純資産の部〕		
I	株主資本	
	資本金	会社法第445条第1項及び第2項、第448条並びに第450条の規定によるもの
	新株式申込証拠金	申込期日経過後における新株式の申込証拠金
	資本剰余金	
	資本準備金	会社法第445条第3項及び第4項、第447条並びに第451条の規定によるもの
	その他資本剰余金	資本剰余金のうち、資本金及び資本準備金の取崩しによつて生ずる剰余金や自己株式の処分差益など資本準備金以外のもの

利益剰余金	会社法第445条第4項及び第451条の規定によるもの
利益準備金	
その他利益剰余金	株主総会又は取締役会の決議により設定されるもの
・・・・積立金	
(準備金)	
繰越利益剰余金	利益剰余金のうち、利益準備金及び・・・積立金(準備金)以外のもの
自己株式	会社が所有する自社の発行済株式
自己株式申込証拠金	申込期日経過後における自己株式の申込証拠金
II 評価・換算差額	
其他有価証券評価差額金	時価のある其他有価証券を期日末時価により評価替えすることにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額
繰延ヘッジ損益	繰延ヘッジ処理が適用されるデリバティブ等を評価替えすることにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額
土地再評価差額金	土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)に基づき事業用土地の再評価を行ったことにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額
III 新株予約権	会社法第2条第21号の規定によるものから同法第255条第1項に定める自己新株予約権の額を控除した残額

損 益 計 算 書

科 目	摘 要
I 売 上 高 完 成 工 事 高	工事進行基準により収益に計上する場合における期中出来高相当額及び工事完成基準により収益に計上する場合における最終総請負高(請負高の全部又は一部が確定しないものについては、見積計上による請負高。)又は会社が顧客との契約の義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における工事契約に係る収益。ただし、税抜方式を採用する場合は取引に係る消費税額及び地方消費税額を除く。 なお、共同企業体により施工した工事については、共同企業体全体の完成工事高に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を計上する。
兼 業 事 業 売 上 高	建設業以外の事業(以下「兼業事業」という。)を併せて営む場合における当該事業の売上高
II 売 上 原 価 完 成 工 事 原 価 兼 業 事 業 売 上 原 価 売 上 総 利 益 (売 上 総 損 失) 完 成 工 事 総 利 益 (完 成 工 事 総 損 失) 兼 業 事 業 総 利 益 (兼 業 事 業 総 損 失)	完成工事高として計上したものに対応する工事原価 兼業事業売上高として計上したものに対応する兼業事業の売上原価 売上高から売上原価を控除した額 完成工事高から完成工事原価を控除した額 兼業事業売上高から兼業事業売上原価を控除した額
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	
役 員 報 酬	取締役、執行役、会計参与又は監査役に対する報酬(役員賞与引当金繰入額を含む。)
従 業 員 給 料 手 当	本店及び支店の従業員等に対する給料、諸手当及び賞与(賞与引当金繰入額を含む。)
退 職 金	役員及び従業員に対する退職金(退職年金掛金を含む。)。ただし、退職給付に係る会計基準を適用する場合には、退職金以外の退職給付費用等の適当な科目により記載すること。なお、いずれの場合においても異常なものを除く。
法 定 福 利 費	健康保険、厚生年金保険、労働保険等の保険料の事業主負担額及び児童手当拠出金
福 利 厚 生 費	慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生等に要する費用
修 繕 維 持 費	建物、機械、装置等の修繕維持費及び倉庫物品の管理費等
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
通 信 交 通 費	通信費、交通費及び旅費
動 力 用 水 光 熱 費	電力、水道、ガス等の費用
調 査 研 究 費	技術研究、開発等の費用
広 告 宣 伝 費	広告、公告又は宣伝に要する費用
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	営業取引に基づいて発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒引当金繰入額。ただし、異常なものを除く。
貸 倒 損 失	営業取引に基づいて発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒損失。ただし、異常なものを除く。
交 際 費	得意先、来客等の接待費、慶弔見舞及び中元歳暮品代等
寄 付 金	社会福祉団体等に対する寄付
地 代 家 賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減 価 償 却 費	減価償却資産に対する償却額
開 発 費 償 却	繰延資産に計上した開発費の償却額
租 税 公 課	事業税(利益に関連する金額を課税標準として課されるものを除く。)、事業所税、不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、身体障害者雇用納付金等の公課
保 險 料 費	火災保険その他の損害保険料
雑 費	社内打合せ等の費用、諸団体会費並びに他の販売費及び一般管理費の科目に属さない費用

営業利益 (営業損失)	売上総利益(売上総損失)から販売費及び一般管理費を控除した額
IV 営業外収益	
受取利息及び配当金	次の受取利息、有価証券利息及び受取配当金をいう。 預金利息及び未収入金、貸付金等に対する利息。ただし、有価証券利息に属するものを除く。
（受取利息）	公社債等の利息及びこれに準ずるもの
（有価証券利息）	株式利益配当金(投資信託収益分配金、みなし配当を含む。)
（受取配当金）	受取利息及び配当金以外の営業外収益で次のものをいう。
その他の	売買目的の株式、公社債等の売却による利益
（有価証券売却益）	他の営業外収益科目に属さないもの
（雑収入）	
V 営業外費用	
支払利息	次の支払利息及び社債利息をいう。 借入金利息等
（支払利息）	社債及び新株予約権付社債の支払利息
（社債利息）	営業取引以外の取引に基づいて発生した貸付金等の債権に対する貸倒引当金繰入額。ただし、異常なものを除く。
貸倒引当金繰入額	営業取引以外の取引に基づいて発生した貸付金等の債権に対する貸倒損失。ただし、異常なものを除く。
貸倒損失	支払利息、貸倒引当金繰入額及び貸倒損失以外の営業外費用で次のものをいう。
その他の	繰延資産に計上した創立費の償却額
（創立費償却）	繰延資産に計上した開業費の償却額
（開業費償却）	繰延資産に計上した株式交付費の償却額
（株式交付費償却）	繰延資産に計上した社債発行費の償却額
（社債発行費償却）	売買目的の株式、公社債等の売却による損失
（有価証券売却損）	会社計算規則第5条第3項第1号及び同条第6項の規定により時価を付した場合に生ずる有価証券の評価損
（有価証券評価損）	他の営業外費用科目に属さないもの
（雑支出）	営業利益(営業損失)に営業外収益の合計額と営業外費用の合計額を加減した額
経常利益 (経常損失)	
VI 特別利益	
前期損益修正益	前期以前に計上された損益の修正による利益。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益(経常損失)に含めることができる。
その他の	固定資産売却益、投資有価証券売却益、財産受贈益等異常な利益。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益(経常損失)に含めることができる。
VII 特別損失	
前期損益修正損	前期以前に計上された損益の修正による損失。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益(経常損失)に含めることができる。
その他の	固定資産売却損、減損損失、災害による損失、投資有価証券売却損、固定資産圧縮記帳損、損害賠償金等異常な損失。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益(経常損失)に含めることができる。
税引前当期純利益 (税引前当期純損失)	経常利益(経常損失)に特別利益の合計額と特別損失の合計額を加減した額
法人税、住民税及び事業税	当該事業年度の税引前当期純利益に対する法人税等(法人税、住民税及び利益に関する金額を課税標準として課される事業税をいう。以下同じ。)の額並びに法人税等の更正、決定等による納付税額及び還付税額
法人税等調整額	税効果会計の適用により計上される法人税、住民税及び事業税の調整額
当期純利益 (当期純損失)	税引前当期純利益(税引前当期純損失)から法人税、住民税及び事業税を控除し、法人税等調整額を加減した額とする。

完成工事原価報告書

科 目	摘 要
材 料 費	工事のために直接購入した素材、半製品、製品、材料貯蔵品勘定等から振り替えられた材料費(仮設材料の損耗額等を含む。)
労 務 費	工事に従事した直接雇用の作業員に対する賃金、給料及び手当等。工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものは、労務費に含めて記載することができる。
(うち労務外注費)	労務費のうち、工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものに基づく支払額
外 注 費	工種・工程別等の工事について素材、半製品、製品等を作業とともに提供し、これを完成することを約する契約に基づく支払額。ただし、労務費に含めたものを除く。
経 費	完成工事について発生し、又は負担すべき材料費、労務費及び外注費以外の費用で、動力用水光熱費、機械等経費、設計費、労務管理費、租税公課、地代家賃、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、雑費、出張所等経費配賦額等
(うち人件費)	経費のうち従業員給料手当、退職金、法定福利費及び福利厚生費

法人設立又は事業開始してから一度も決算期が到来していない場合(決算未到来)、又は第1期目の決算期は到来しているものの、決算が確定していない場合(決算未確定)であっても、財務諸表の作成は必要です。

財 務 諸 表

(法 人 用)

様式第十五号	貸 借 対 照 表
様式第十六号	損 益 計 算 書
	完 成 工 事 原 価 報 告 書
様式第十七号	株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
様式第十七号の二	注 記 表
(様式第十七号の三	附 属 明 細 表)

決算未到来

事業年度

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

決算期が到来していない場合は、「決算未到来」と記入してください。
また、決算期は到来しているものの決算が確定していない場合は「決算未確定」と記入してください。

(会社名) エム・アイ・イー土木株式会社

決算未到来 貸借対照表
令和 4年 1月 1日 現在

(会社名) エム・アイ・イー土木株式会社

設立時点の開始貸借
対照表を作成します。

産 の 部

I 流動資産		千円
現金預金		5,000
受取手形	
完成工事未収入金	
有価証券	
未成工事支出金	
材料貯蔵品	
短期貸付金	
前払費用	
その他	
貸倒引当金	△
流動資産合計		<u>5,000</u>
II 固定資産		
(1) 有形固定資産		
建物・構築物	
減価償却累計額	△
機械・運搬具	
減価償却累計額	△
工具器具・備品	
減価償却累計額	△
土地	
リース資産	
減価償却累計額	△
建設仮勘定	
その他	
減価償却累計額	△
有形固定資産合計	
(2) 無形固定資産		
特許権	
借地権	
のれん	

損 益 計 算 書

決算未到来

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

（会社名）

エム・アイ・イー土木株式会社

決算期が到来していない場合は、
決算未到来と記入してください。

I 売上高		千円
完成工事高	-----	
兼業事業売上高	-----	
II 売上原価		
完成工事原価	-----	
兼業事業売上原価	-----	
売上総利益（売上総損失）	-----	
完成工事総利益（完成工事総損失）	-----	
兼業事業総利益（兼業事業総損失）	-----	
III 販売費及び一般管理費		
役員報酬	-----	
従業員給与手当	-----	
退職金	-----	
法定福利費	-----	
福利厚生費	-----	
修繕維持費	-----	
事務用品費	-----	
通信交通費	-----	
動力用水光熱費	-----	
調査研究費	-----	
広告宣伝費	-----	
貸倒引当金繰入額	-----	
貸倒損失	-----	
交際費	-----	
寄付金	-----	
地代家賃	-----	
減価償却費	-----	
開発費償却	-----	
租税公課	-----	
保険料	-----	
雑費	-----	
営業利益（営業損失）	-----	-----

完成工事原価報告書

決算未到来

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

(会社名) エム・アイ・イー土木株式会社

決算期が到来していない場合は、
決算未到来と記入してください。

千円

I 材料費

II 労務費

(うち労務外注費

-----)

III 外注費

IV 経費

(うち人件費

-----)

完成工事原価

=====

株主資本等変動計算書

令和 年 月 日
 令和 年 月 日
 自 至

決算未到来

決算期が到来していない場合は、
 決算未到来と記入してください。

(会社名) エム・アイ・イー・エム株式会社

	株主資本										評価・換算差額等				純資産 合計		
	資本剰余金			利益剰余金				自己 株式	株主資 本合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計	新株 予約権			
	新株式 申込 証拠金	資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備 金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計										
					別途 積立金	繰越利益 剰余金											
当期末残高																	
当期末変動額																	
新株の発行 剰余金の配当			5,000														5,000
当期純利益																	
自己株式の処分																	
株主資本以外の項目の 当期末変動額(純額)																	
当期末変動額合計																	
当期末残高																	

新設法人の場合はここに
 記載します。

注 記 表
自 令 和 年 月 日
至 令 和 年 月 日

決算未到来

決算期が到来していない場合は、 会社名) エム・アイ・イー土木株式会社
決算未到来と記入してください。

注

- 1 種別企業の前記に重要な疑義を抱かせる事象又は状況
- 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法 該当なし
 - (2) 固定資産の減価償却の方法 該当なし
 - (3) 引当金の計上基準 該当なし
 - (4) 収益及び費用の計上基準 該当なし
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法 税込方式によっている
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項 該当なし
- 3 会計方針の変更 該当なし
- 4 表示方法の変更 該当なし
- 4-2 会計上の見積り
- 5 会計上の見積りの変更 該当なし
- 6 誤謬の訂正 該当なし
- 7 貸借対照表関係
 - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
 - ①担保に供している資産の内容及びその金額
 - ②担保に係る債務の金額
 - (2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
 - (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
 - (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
 - (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
 - (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額
- 8 損益計算書関係
 - (1) 売上高のうち関係会社に対する部分
 - (2) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
 - (3) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
 - (4) 関係会社との営業取引以外の取引高
 - (5) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）
- 9 株主資本等変動計算書関係
 - (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数
 - (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数
 - (3) 剰余金の配当
 - (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数
- 10 税効果会計
- 11 リースにより使用する固定資産
- 12 金融商品関係
 - (1) 金融商品の状況
 - (2) 金融商品の時価等
- 13 賃貸等不動産関係
 - (1) 賃貸等不動産の状況
 - (2) 賃貸等不動産の時価
- 14 関連当事者との取引
取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	科目	期末残高(千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1)取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高(千円)

- (2) 取引条件及び取引条件の決定方針
- (3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

- (1) 一株当たりの純資産額
- (2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

17-2 収益認識関係

17-3 国際最低課税額に対する法人税等 該当なし

18 その他 該当なし

例1 通常の許可申請の場合

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	昭和 58年 1月 1日	三重土木（有）設立 資本金10,000千円	事業（建設業以外の業を含む。）を開始した年月日を記載する（法人の場合は法人設立日、個人の場合は開業日）。
	平成 3年 4月 1日	伊賀営業所設置	
	平成 20年 4月 1日	三重土木（株）に商号変更	
	平成 20年 9月 1日	エム・アイ・イー土木（株）に商号変更	
	平成 20年 9月 15日	資本金の増資 資本金20,000千円	建設業の登録又は許可がある場合は、登録又は許可番号、業種、年月日を書きます。 申請する以前に一度も登録又は許可がなければ、書く必要がありません。
	年 月 日		
	年 月 日		
建設業の登録及び許可の状況	年 月 日	なし	新規、般・特新規、業種追加、許可の有効期間の調整（許可の一本化）、許可の失効及び廃業等について記入してください。 なお、更新については記入不要ですが、「業種追加+更新」などや一本化の場合は省略できません。
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
賞罰	年 月 日	なし	建設業法の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載します。 （例）〇〇法違反 罰金〇万円 △△法違反 営業停止3日 公共入札等に係る指名停止等は含みません。（「等」には、入札参加資格停止も含まれます。） 賞罰がなければ「なし」と書きます。
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

記載要領

- 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

例2 法人成をした場合

営 業 の 沿 革

事業（建設業以外の業を含む。）を開始した年月日を記載する（法人の場合は法人設立日、個人の場合は開業日）。

創業以後の沿革	昭和 34年 1月 1日	三重土木工業 創業
	昭和 56年 4月 1日	三重土木（有）設立 本店及び伊賀営業所設置 資本金20,000千円
	平成 14年 4月 1日	三重土木（株）に組織変更
	平成 18年 9月 1日	エム・アイ・イー土木（株）に商号変更
	平成 19年 8月 15日	資本金の増資 資本金30,000千円

建設業の登録又は許可がある場合は、登録又は許可番号、業種、年月日を書きます。

新規、般・特新規、業種追加、許可の有効期間の調整（許可の一本化）、許可の失効及び廃業等について記入してください。

なお、更新については記入不要ですが、「業種追加+更新」などや一本化の場合は省略できません。

「創業以後の沿革」欄において当該事業主の沿革を記載し、法人成をした旨の沿革を記載する。
また、「建設業の登録及び許可の状況」欄において当該事業主の登録及び許可に係る沿革を記載する。

建設業の登録及び許可の状況	昭和 46年 10月 1日	最初の建設業登録（へ）第88888号 土、と、舗
	昭和 48年 10月 1日	最初の新規許可（般-48）第99999号 土、と、舗
	昭和 56年 5月 10日	法人成り新規許可（般-56）第99999号 土、と、舗
	昭和 58年 6月 24日	業種追加（般-58）第99999号 建、管
	昭和 59年 5月 10日	許可更新・一本化（般-59）第99999号 土、建、と、管、舗
	平成 7年 6月 10日	一部廃業（般-5）第99999号 管
	年 月 日	
	年 月 日	

建設業法の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載します。
（例）〇〇法違反 罰金〇万円
△△法違反 営業停止3日
公共入札等に係る指名停止等は含みません。（「等」には、入札参加資格停止も含まれます。）
賞罰がなければ「なし」と書きます。

賞罰	年 月 日	なし
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

記載要領

- 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

例3 事業承継による場合

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	昭和 34年 1月 1日	三重土木工業 創業	事業（建設業以外の業を含む。）を開始した年月日を記載する（法人の場合は法人設立日、個人の場合は開業日）。
	平成 11年 5月 1日	営業の休止	
	平成 12年 9月 1日	営業の再開	「事業承継」の場合は、「創業以後の沿革」欄において前事業主の沿革を記載し、事業承継をした旨の沿革を記載する。 また、「建設業の登録及び許可の状況」欄において前事業主の登録及び許可に係る沿革を記載する。
	平成 14年 1月 1日	事業承継	
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
年 月 日			

建設業の登録及び許可の状況	昭和 46年 8月 10日	最初の建設業登録（へ）第88888号 土、と	建設業の登録又は許可がある場合は、登録又は許可番号、業種、年月日を書きます。 新規、般・特新規、業種追加、許可の有効期間の調整（許可の一本化）、許可の失効及び廃業等について記入してください。 なお、更新については記入不要ですが、「業種追加＋更新」などや一本化の場合は省略 できません。
	昭和 48年 8月 10日	最初の新規許可（般-48）第99999号 土、と	
	平成 11年 5月 15日	全部廃業（般-9）第99999号 土、と	
	平成 12年 12月 3日	新規許可（般-12）第00000号 土、と	
	平成 14年 3月 1日	新規許可（般-13）第00000号 土、と	
	年 月 日		
	年 月 日		

賞罰	年 月 日	なし	建設業法の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載します。 （例）〇〇法違反 罰金〇万円 △△法違反 営業停止3日
	年 月 日		
	年 月 日		公共入札等に係る指名停止等は含みません。 （「等」には、入札参加資格停止も含まれます。） 賞罰がなければ「なし」と書きます。
	年 月 日		

記載要領

- 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

例4 許可を一時失効した後、再度取得した場

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	平成 3年 4月 1日	三重土木（株）設立 資本金10,000千円
	平成 5年 4月 1日	資本金の増資 資本金20,000千円
	平成 18年 9月 1日	エム・アイ・イー土木（株）に商号変更
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

事業（建設業以外の業を含む。）を開始した年月日を記載する（法人の場合は法人設立日、個人の場合は開業日）。

建設業の登録及び許可の状況	平成 3年 10月 20日	最初の建設業許可（般-3）第88888号 土、と、舗
	平成 6年 10月 20日	建設業許可未更新のため失効
	平成 6年 12月 15日	新規許可（般-6）第99999号 土、と、舗
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

建設業の登録又は許可がある場合は、登録又は許可番号、業種、年月日を書きます。

新規、般・特新規、業種追加、許可の有効期間の調整（許可の一本化）、許可の失効及び廃業等について記入してください。

なお、更新については記入不要ですが、「業種追加+更新」などや一本化の場合は省略できません。

賞罰	年 月 日	なし
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

建設業法の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載します。

（例）〇〇法違反 罰金〇万円
△△法違反 営業停止3日

公共入札等に係る指名停止等は含みません。（「等」には、入札参加資格停止も含まれます。）

賞罰がなければ「なし」と書きます。

記載要領

- 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
<p style="text-align: center;">未加入</p> <p style="text-align: center;">↑</p> <div data-bbox="300 459 625 539" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 加入していない場合は 「未加入」と書きます。 </div>	<div data-bbox="837 414 1406 535" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 団体の名称の欄は、建設業法第27条の37に規程する建設業者の団体の名称を記載します。 </div>
<div data-bbox="134 696 1299 862" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> 三重県の場合は「一般社団法人三重県建設業協会」及び「部落解放同盟三重県連合会企業部建設部会」が該当 </div>	

主 要 取 引 金 融 機 関 名

本店、支店、営業所、出張所等の
区分まで書きます。

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
<p>政府関係金融機関は、 (株)日本政策金融公庫、(株)国際協力銀行、 沖縄振興開発金融公庫、(株)日本政策投資銀行、 株式会社商工組合中央金庫について記載します。</p>	<p>〇〇銀行 県庁支店</p>	<p>〇〇信用金庫 県庁支店</p>	<p>農業協同組合、 漁業協同組合等 があります。</p>

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
(例 〇〇銀行〇〇支店)

収入証紙納付書

納付年月日	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日										
該当する箇所に○ をつけてください。 使用料等の名称	建設業許可（新規）更新、業種追加）申請手数料										
	建設業許可を受けていることの証明又は確認手数料										
	経営事項審査申請書の提出済証明手数料										
	経営事項審査申請書の原本証明手数料										
	浄化槽工事業登録（新規、更新）申請手数料										
	経営規模等評価手数料 総合評定値通知手数料										
	解体工事業登録（新規、更新）申請手数料										
使用料等の金額	¥ 90,000										
収入証紙ちょう付欄											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">三重県収入証紙 ¥ 10,000</td> <td style="text-align: center;">三重県収入証紙 ¥ 10,000</td> <td style="text-align: center;">三重県収入証紙 ¥ 10,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三重県収入証紙 ¥ 10,000</td> <td style="text-align: center;">三重県収入証紙 ¥ 10,000</td> <td style="text-align: center;">三重県収入証紙 ¥ 10,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三重県収入証紙 ¥ 10,000</td> <td style="text-align: center;">三重県収入証紙 ¥ 10,000</td> <td style="text-align: center;">三重県収入証紙 ¥ 10,000</td> </tr> </table>			三重県収入証紙 ¥ 10,000	三重県収入証紙 ¥ 10,000	三重県収入証紙 ¥ 10,000	三重県収入証紙 ¥ 10,000	三重県収入証紙 ¥ 10,000	三重県収入証紙 ¥ 10,000	三重県収入証紙 ¥ 10,000	三重県収入証紙 ¥ 10,000	三重県収入証紙 ¥ 10,000
三重県収入証紙 ¥ 10,000	三重県収入証紙 ¥ 10,000	三重県収入証紙 ¥ 10,000									
三重県収入証紙 ¥ 10,000	三重県収入証紙 ¥ 10,000	三重県収入証紙 ¥ 10,000									
三重県収入証紙 ¥ 10,000	三重県収入証紙 ¥ 10,000	三重県収入証紙 ¥ 10,000									
P84 記載の所定の金額の「三重県収入証紙」（収入印紙ではありません。） を貼り付けて納入してください。											
納入者	住所	三重県津市桜橋3丁目466番34号									
	商号又は 名称 氏名	エム・アイ・イー土木株式会社 代表取締役 三重太郎									
摘要	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日の申請にかかる使用（手数）料である。										

- 備考
- 1 収入証紙は、納入者において消印しないこと。
 - 2 1 件ごとに別紙とすること。
 - 3 収入証紙は、高額証紙を使用し、枚数をなるべく少なくすること。

10. 認可申請書の記載例

認可申請による場合には、次ページ以降の記載例を参考に申請書を作成してください。

なお、一般的注意事項については、許可申請書の記載（P124～）と同じになりますが、以下の点にご注意ください。

【様式第二十二号の5、7、8、10：別紙一（役員等の一覧表）】

※申請時点の役員等（5%以上の株主を含む。）及び承継日において役員等となる者全てを記載してください。（申請時点で役員等に就任していない者も記載する。）

【様式第二十二号の5、7、8、10：別紙三（営業所技術者等一覧表）】

※承継日において営業所技術者等となる者を記載してください。（認可申請時点では入社していない場合も記載する。）

0 0 1 0 1

譲渡及び譲受け認可申請書

(第1面)

この申請書により、建設業の譲渡及び譲受けの認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

譲渡の当事者となる全ての者の連署が必要です。
許可を有していない者に譲渡により権利義務を承継させる場合も記載が必要です。

令和〇〇年△△月〇〇日

三重県津市広明町13番地

三重県組株式会社

代表取締役 三重 太郎

三重県津市桜橋3丁目446番地34号

エム・アイ・イー土木株式会社

代表取締役 津 太郎

太枠内は記入しないでください。

注記(コメント表記)のない箇所については建設業許可申請書(記載例P124)と同じ要領で作成ください。

地方整備局長
北海道開発局長
三重県知事

殿

申請者

譲渡人

譲受人

行政庁側記入欄	大臣 知事	コード	許可年月日
許可番号	項番	国土交通大臣 知事 許可(一般-) 第	令和 年 月 日
認可申請年月日	令和 年 月 日	第 号	令和 年 月 日

譲渡及び譲受けの年 月 日 令和 年 月 日

事業譲渡契約で定めた効力が発生する日を記載してください。

譲渡及び譲受けの理由

会社事業の整理

事業譲渡の理由を簡潔に記載してください。

譲渡及び譲受けの価

25,000,000円

事業譲渡契約で定めた譲渡の対価を記載してください。

引き続き使用する許可番号

大臣 知事 コード

認可後に使用する許可番号を記載してください。

国土交通大臣 知事 許可(一般-) 第 号

承継後に譲受人が有することになる許可業種について記載してください。

<譲受人に関する事項>

譲渡及び譲受け後に営業しようとする建設 設

認可申請時において許可を受けている建設

2 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

1. 一般
2. 特定

2 2

1. 一般
2. 特定

商号又は名称のフリガナ

エ ム ア イ イ ー ド ボ ク

申請時点で譲受人が有している許可業種について記載してください。譲受人が有していない場合は空欄となります。

商号又は名称

エ ム ・ ア イ ・ イ ー 土 木 (株)

代表者又は個人の氏名のフリガナ

ツ タ ロ ウ

代表者又は個人の氏名

津 太 郎

支配人の氏名

譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地市区町村

2 4 2 0 1 三重県 津市

譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地

桜 橋 3 - 4 4 6 - 3 4

郵便番号

5 1 4 - 0 0 0 3

電話番号

0 5 9 - 2 2 3 - 5 2 0 0

ファックス番号

059-227-8993

法人又は個人の別

1 1 (1. 法人 2. 個人)

資本金額又は出資総額

2 0 0 0 0 (千円)

法人番号

5 0 0 0 0 2 0 2 4 0 0 0 1

兼業の有無

1 1 (1. 有 2. 無)

建設業以外に行っている営業の種類

不動産業

申請時点で譲受人が有している許可について記載してください。譲受人が許可を有していない場合は空欄となります。

許可番号

大臣 知事 コード

国土交通大臣 知事 許可(一般-) 第 号

令和 年 月 日

【法人成りの場合】

譲渡及び譲受け認可申請 (第1面)

(用紙A4)

【申請期限】
・有効期間満了日まで45日以上あり、譲渡発生までの期間が89~46日前まで
※譲渡の効力発生の到来までに90日以上が残用期間がある譲渡契約書は認められない

0 1 0 1

この申請書により、建設業の譲渡及び譲受けの認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

譲渡の当事者となる全ての者の連署が必要です。
許可を有していない者に譲渡により権利義務を承継させる場合も記載が必要です。

太枠内は記入しないでください。

注記(コメント表記)のない箇所については建設業許可申請書(記載例P124)と同じ要領で作成ください。

申請者 譲渡人 譲受人
三重県津市広明町13番地 三重県組 代表 三重 太郎
三重県津市広明町13番地 三重県組株式会社 代表取締役 三重 太郎

行政庁側記入欄

大臣 知事 コード

許可番号 項番 0 1 3 国土交通大臣 許可(一般) 第 0 9 9 9 9 9 号 令和 0 0 年 0 0 月 0 0 日

認可申請年月日 令和 0 0 年 0 0 月 0 0 日

許可年月日 令和 0 0 年 0 0 月 0 0 日

譲渡及び譲受けの年 令和 0 0 年 0 0 月 0 0 日

事業譲渡契約で定めた効力が発生する日を記載してください。

譲渡及び譲受けの理由 個人事業の法人化

事業譲渡の理由を簡潔に記載してください。

譲渡及び譲受けの価 0円

事業譲渡契約で定めた譲渡の対価を記載してください。
法人成り、老齢等の理由による承継で同一の営業者とみなされる場合に限り無償譲渡でも構いません。

引き続き使用する許可番号 大臣 知事 コード 国土交通大臣 三重県知事 許可(一般) 第 0 1 0 9 9 9 9 9 号

認可後に使用する許可番号を記載してください。

承継後に譲受人が有することになる許可業種について記載してください。

<譲受人に関する事項>

譲渡及び譲受け後に営業しようとする建設 1 0 7

認可申請時において許可を受けている建設 1 0 8

1. 一般 2. 特定

商号又は名称のフリガナ 1 0 9

申請時点で譲受人が有している許可業種について記載してください。譲受人が有していない場合は空欄となります。

商号又は名称 1 0

三 重 県 組 (株)

代表者又は個人の氏名のフリガナ 1 1

代表者又は個人の氏名 1 2

支配人の氏名

譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地市区町村 1 3

都道府県名 三重県 市区町村名 津市

譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地 1 4

広 明 町 1 3

郵便番号 1 5

5 1 4 - 8 5 7 0

電話番号 0 5 9 - 2 2 4 - 2 6 6 0

ファックス番号 059-224-3290

法人又は個人の別 1 6

1 (1. 法人) 2 (2. 個人)

資本金額又は出資総額 5 0 0 0 0 (千円)

法人番号 5 0 0 0 0 2 0 2 4 0 0 0 1

兼業の有無 1 7

2 (1. 有) 2 (2. 無)

建設業以外に行っている営業の種類

申請時点で承継人が有している許可について記載してください。承継人が許可を有していない場合は空欄となります。

許可番号 1 8

大臣 知事 コード 国土交通大臣 三重県知事 許可(一般) 第 0 9 9 9 9 9 号 令和 0 0 年 0 0 月 0 0 日

(用紙A4)

様式第六号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

（用紙A 4）

譲受人（合併・分割存続法人）、譲受人（合併・分割存続法人）の役員等及び令第3条に規定する使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等が建設業法第8条各号に該当しないという誓約書であるため、P39（五）②の欠格事由に該当する項目がないか確認してください。

誓 約 書

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~

不要の文字を消します。

の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使

用者並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和〇〇年△△月□□日

不要の文字を消します。

~~申請者~~ 三重県津市広明町13番地
~~譲受人~~ 三重県組株式会社
~~合併存続法人~~ 代表取締役 三重 太郎
~~分割承継法人~~

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
 三重県知事 殿

記載要領

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~

「申請者、譲受人、合併存続法人、分割承継法人」

「地方整備局長、北海道開発局長、知事」

については不要なものを消すこと

様式第二十二号の六（第十三条の二関係）

様式第6号、様式第22号の11と混同されないようご注意ください。
(様式第6号は別途提出必要。)

紙A4)

誓 約 書

申請者は、第13条の2第8項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の日から法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

認可申請書の申請者欄と同様に
全ての申請者が連署されている
こと。

令和〇〇年△△月□□日
三重県津市桜橋3丁目446番地34号
申請者 エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役 津 太郎
三重県津市広明町13番地
三重県組株式会社
代表取締役 三重 太郎

地方整備局長
北海道開発局長
三重県知事 殿

記載要領

これらの誓約書を提出し、様式第7号の3を後日提出とした
場合には、承継の日)から2週間以内に様式第7号の3の
提出が必要です。(規則第13条の2第9項。)

「 地方整備局 提出がされない場合は認可が取り消しとなります。」

北海道開発局

知事 」

(第2面)

兼業の有無 1 7 ³ 1 (1.有 2.無)

建設業以外に行っている営業の種類
不動産業

大臣知事コード
許可番号 1 8 ³ 2 4

申請時点で分割承継法人が有している許可について記載してください。新設分割の場合は空欄となります。

国土交通大臣 三重県知事 許可 (般特 - 0 1) 第 0 9 9 9 9 9 号 令和 ¹¹ 0 1 年 ¹³ 0 9 月 ¹⁵ 0 1 日

<分割被承継法人に関する事項>

認可申請時に分割被承継法人が許可を受けている建設業 1 9 ³ 2 2 ⁵ 1 ¹⁰ 2 ¹⁵ 2 ²⁰ 2 ²⁵ 2 ³⁰ 2 ³⁵ 2 ⁴⁰ 2 (1.一般 2.特定)

申請時点で分割被承継法人(承継元)が有している許可業種について記載してください。

商号又は名称のフリガナ 2 0 ³ ミ ⁵ エ ¹⁰ ケ ¹⁵ ン ²⁰ グ ²⁵ ミ ³⁰ ³⁵ ⁴⁰

商号又は名称 2 1 ³ 三 ⁵ 重 ¹⁰ 県 ¹⁵ 組 ²⁰ (²⁵ 株) ³⁰ ³⁵ ⁴⁰

代表者の氏名フリガナ 2 2 ³ ミ ⁵ エ ¹⁰ タ ¹⁵ ロ ²⁰ ウ ²⁵ ³⁰ ³⁵ ⁴⁰

代表者の氏名 2 3 ³ 三 ⁵ 重 ¹⁰ 太 ¹⁵ 郎 ²⁰ ²⁵ ³⁰ ³⁵ ⁴⁰

主たる営業所の所在地 2 4 ³ 2 ⁵ 4 ¹⁰ 2 ¹⁵ 0 ²⁰ 1 都道府県名 三重県 市区町村名 津市

主たる営業所の所在地 2 5 ³ 広 ⁵ 明 ¹⁰ 町 ¹⁵ 1 ²⁰ 3 ²⁵ ³⁰ ³⁵ ⁴⁰

郵便番号 2 6 ³ 5 ⁵ 1 ¹⁰ 4 - ¹⁵ 8 ²⁰ 5 ²⁵ 7 ³⁰ 0 電話番号 ¹⁰ 0 ¹⁵ 5 ²⁰ 9 - ²⁵ 2 ³⁰ 2 ³⁵ 4 - ⁴⁰ 2 ⁴⁵ 6 ⁵⁰ 6 ⁵⁵ 0

ファックス番号 059-224-3290

資本金額等 2 7 ⁴ ⁵ ¹⁰ 4 ¹⁵ 0 ²⁰ 0 ²⁵ 0 ³⁰ 0 ³⁵ 0 ⁴⁰ 0 (千円)

法人番号 ¹³ ¹⁵ ²⁰ ²⁵ 5 ³⁰ 0 ³⁵ 0 ⁴⁰ 0 ⁴⁵ 0 ⁵⁰ 1 ⁵⁵ 0 ⁶⁰ 2 ⁶⁵ 4 ⁷⁰ 0 ⁷⁵ 0 ⁸⁰ 0 ⁸⁵ 0

兼業の有無 2 8 ³ 2 (1.有 2.無)

建設業以外に行っている営業の種類
-

大臣知事コード
許可番号 2 9 ³ 2 4

申請時点で分割被承継法人(承継元)が有している許可について記載してください。

国土交通大臣 三重県知事 許可 (般特 - 0 1) 第 1 1 1 1 1 1 号 令和 ¹¹ 0 1 年 ¹³ 0 5 月 ¹⁵ 3 0 日

役員等、営業所及び営業所技術者等(建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者及び同法第15条第2号に規定する特定営業所技術者をいう。以下同じ。)については別紙による。

連絡先

所属等 総務課 氏名 三重 一郎 電話番号 059-223-5200

ファックス番号 059-227-8993

0 0 1 3 1

相続認可申請書

(第1面)

この申請書により、建設業の相続の認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

【申請期限】
被相続人の死亡後、30日以内

令和〇〇年△△月〇〇日

太枠内は記入しないで
ください。

注記(コメント表記)のない箇所については建設業許可申請書(記載例P124)と同じ要領で作成ください。

三重県津市栄町1丁目891番地
三重土木工業
三重 一郎

地方整備局長
北海道開発局長
三重県知事 殿

申請者 相続人

行政庁側記入欄	大臣 知事	コード	項番	3	1	国土交通大臣 知事	許可(一般-)	第	5	10	号	許可年月日	令和	11	13	15	日
許可番号																	
認可申請年月日																	

被相続人の死亡日 令和 年 月 日

戸籍謄本等のおりに記載ください。

大臣
知事

コード

引き続き使用する許可番号

国土交通大臣
三重県知事

許可(一般-) 第 号

申請時点で相続人が有している許可について記載してください。許可を有していない場合は空欄となります。

<相続人に関する事項>

相続後に相続人が営業しようとする建設業 <

様式第6号、様式第22号の6と混同されないようご注意ください。用紙A4)
(様式第6号は別途提出必要。)

誓 約 書

申請者は、第13条の3第6項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和〇〇年△△月□□日

三重県津市栄町1-891

申請者 三重土木工業 三重 一郎

地方整備局長
北海道開発局長
三重県知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

これらの誓約書を提出し、様式第7号の3を後日提出とした場合には、認可を受けた日から2週間以内に様式第7号の3の提出が必要です。(規則第13条の3第7項。)

提出がされない場合は認可が取り消しとなります。

1 1. 変更届出書等の記載例

許可取得後、届出事由が発生した場合には、次ページ以降の記載例を参考に作成してください。

事業年度終了届（決算変更届）を提出する際には、必ず本様式を表紙にして作成してください。

建設業許可変更等届出書

別紙のとおり変更が生じたので提出します。

令和〇〇年 △△月 □□日 提出

許可番号 三重県知事 許可（般・特一1）第99999号

※許可年月日が複数ある場合は、
最も古いものをご記載ください。

許可年月日 令和 元年 12月 1日

住 所 津市桜橋3丁目446番34号
届 出 者 商号又は名称 エム・アイ・イー土木株式会社
氏 名 代表取締役 三重太郎

※行政書士による代理申請の記載例
については、P233 をご覧ください。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
三重県知事

様

経営事項審査の申請の有無	する	しない
--------------	----	-----

該当する方に○をしてください。

事業年度終了届（決算変更届）を提出する際には、本様式の変更届出書（別紙8）を使用してください。
下記以外の変更届については、P225 の変更届出書（様式第22号の2）を使用してください。

別紙8

変更届出書

令和〇〇年 △△月 □□日

三重県知事 へ

許可番号 三重県知事許可（般・特一）第99999号
法人番号 5000020240001
津市桜橋3丁目446番34号
届出者 エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役 三重太郎

事業年度（第64期 令和2年10月1日から令和3年9月30日まで）が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

- (1) 工事経歴書 (2) 工事施工金額 (3) 貸借対照表及び損益計算書
(4) 株主資本等変動計算書及び注記表 (5) 事業報告書 (6) 附属明細表
(7) 事業税納税証明書 (8) 使用人数 (9) 令第3条に規定する使用人の一覧表
(10) 定款 (11) 健康保険等の加入状況

上記(5)事業報告書は、株式会社のみ添付が必要です。
上記(6)附属明細表は、資本金が1億円超または直近の負債合計が200億円以上の株式会社のみ添付が必要となるものであり、それ以外の場合は、添付不要です。
上記(8)～(11)は、**変更があった場合に添付が必要となるものであり、変更がない場合は、添付不要です。**

各事項の必要な添付書類は P110~114に記載してあります。

変更届出書

(第一面)

提出期限が定められていますので、提出日には注意してください。

令和〇〇年△△月〇〇日

- ①商号又は名称 ②営業所の名称、所在地又は業種 ③資本金額 ④役員等の氏名 ⑤個人業者の氏名
⑥支配人の氏名 ⑦建設業法施行令第3条に規定する使用人 ⑧建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者
建設業法第15条第2号に規定する特定営業所技術者

下記のとおり、(1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者 (9)建設業法第15条第2号に規定する特定営業所技術者

該当する番号を○で囲みます。

届出時に有効な許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

三重県津市桜橋3丁目446番34号
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役 三重太郎

許可番号: 3524, 許可(特-30)第099999号, 平成30年10月01日
法人番号: 3650002024001
大臣 知事 コード: 国土交通大臣 三重県 知事

Table with 5 columns: 届出事項, 変更前, 変更後, 変更年月日, 備考. Rows include: 商号, 営業所の所在地, 営業所の名称, 営業所の業種, 資本金額, 役員等の氏名, 個人業者の氏名, 支配人の氏名, 令第3条に規定する使用人.

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

Form for inputting details: 商号又は名称のフリガナ (エム・アイ・イー・ド・ボク), 代表者又は個人の氏名 (三重太郎), 主たる営業所の所在地 (津市桜橋3丁目446番34号), 郵便番号 (43514-0003), 資本金額 (3000000).

連絡先 所属等 総務課 氏名 三重 一郎 電話番号 059-224-2660
ファックス番号 059-224-3290

<変更届出書(第一面の記載例)>

	届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等	■取締役の就任				
	役員等の氏名		取締役 島田 四郎	〇.〇.〇〇	取締役の就任
	■取締役の退任				
	役員等の氏名	取締役 山田 一郎		〇.〇.〇〇	取締役の退任 (または辞任、死亡)
	■取締役の改姓				
	役員等の氏名	山田 花子	三重 花子	〇.〇.〇〇	改姓
	■代表取締役の交代 (従来の代表取締役は取締役からも退任する場合)				
	役員等の氏名	代表取締役 三重 太郎		〇.〇.〇〇	代表取締役の退任
	役員等の氏名	取締役 三重 花子	代表取締役 三重 花子	〇.〇.〇〇	代表取締役の就任
	■代表取締役の交代 (従来の代表取締役は取締役になり、従来の取締役が代表取締役に就任する場合)				
	役員等の氏名	代表取締役 三重 太郎	取締役 三重 太郎	〇.〇.〇〇	代表取締役の退任
	役員等の氏名	取締役 三重 花子	代表取締役 三重 花子	〇.〇.〇〇	代表取締役の就任
	■代表取締役が1人から2人に増え、同時に建設業法上の代表者を交代する場合				
	役員等の氏名	取締役 三重 花子	代表取締役 三重 花子	〇.〇.〇〇	代表取締役の就任
	建設業法上の代表者	代表取締役 三重 太郎	代表取締役 三重 花子	〇.〇.〇〇	代表者の交代
■100分の5以上の株式を保有(100分の5以上を出資)するに至った場合					
役員等の氏名		伊勢 三郎	〇.〇.〇〇	100分の5以上の株主 (出資者)に該当	
■100分の5以上の株式を保有(100分の5以上を出資)しなくなった場合					
役員等の氏名	志摩 次郎		〇.〇.〇〇	100分の5以上の株主 (出資者)に非該当	
経営業務の管理責任者等	■経営業務の管理責任者等のみ交代し、役員の上退任がない場合				
	役員等の氏名 (経営業務の管理責任者等の変更)	代表取締役 三重 太郎	取締役 三重 花子	〇.〇.〇〇	経営業務管理責任者等の交代
	■代表取締役(経営業務の管理責任者等を兼務)が退任し、従来の取締役が代表取締役(経営業務の管理責任者等)に就任する場合				
	役員等の氏名 (経営業務の管理責任者等の変更)	代表取締役 三重 一郎		〇.〇.〇〇	代表取締役と経営業務の管理責任者等の退任
	役員等の氏名 (経営業務の管理責任者等の変更)	取締役 三重 花子	代表取締役 三重 花子	〇.〇.〇〇	代表取締役と経営業務の管理責任者等の就任
	■代表取締役の交代(従来の代表取締役は取締役になり、従来の取締役が代表取締役に就任する)及び経営業務の管理責任者等も交代する場合				
役員等の氏名 (経営業務の管理責任者等の変更)	代表取締役 三重 一郎	取締役 三重 一郎	〇.〇.〇〇	代表取締役と経営業務の管理責任者等の退任	
役員等の氏名 (経営業務の管理責任者等の変更)	取締役 三重 花子	代表取締役 三重 花子	〇.〇.〇〇	代表取締役と経営業務の管理責任者等の就任	
営業所技術者等	■主たる営業所の営業所技術者等の変更				
	営業所技術者等の変更	鈴鹿 四郎	桑名 五郎	〇.〇.〇〇	本社
	■営業所技術者等の有資格区分の変更				
営業所技術者等の有資格区分	桑名 五郎 一級土木施工管理技士(附則第4条該当)	桑名 五郎 一級土木施工管理技士	〇.〇.〇〇	登録解体工事講習受講による変更	

	届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所技術者等	■営業所技術者等の所属営業所を入れ替える場合				
	営業所技術者等	伊勢 四郎	桑名 五郎	0.0.00	四日市営業所
営業所技術者等	営業所技術者等	桑名 五郎	伊勢 四郎	0.0.00	松阪営業所
営業所	■商号の変更				
	商号	三重土木株式会社	エム・アイ・イー土木株式会社	0.0.00	商号の変更
	■有限会社から株式会社に変更する場合				
	商号	三重土木有限会社	三重土木株式会社	0.0.00	商号の変更
	■営業所の所在地の移転				
	営業所の所在地	津市広明町13番地	津市桜橋三丁目446番地34号	0.0.00	主たる営業所の移転
	■従たる営業所の新設				
	営業所の新設		四日市営業所	0.0.00	四日市営業所の新設
	令第3条に規定する使用人		四日市 七郎	0.0.00	四日市営業所の新設
	営業所技術者等		四日市 七郎	0.0.00	四日市営業所の新設
	■従たる営業所の廃止				
	営業所の廃止	松阪営業所		0.0.00	松阪営業所の廃止
	令第3条に規定する使用人	松阪 八郎		0.0.00	松阪営業所の廃止
	営業所技術者等	松阪 九郎		0.0.00	松阪営業所の廃止
	■従たる営業所における令第3条に規定する使用人の変更				
	令第3条に規定する使用人	四日市営業所長 四日市 七郎	四日市営業所長 四日市 三子	0.0.00	退職のため
	■従たる営業所の業種の追加				
	営業所の業種	建築	土木・建築	0.0.00	四日市営業所の業種追加
	営業所技術者等	四日市 七郎	四日市 七郎	0.0.00	担当業種の追加
	■従たる営業所の業種を追加するとともに、追加業種を担当する営業所技術者等を追加する場合				
営業所の業種	土木	土木・建築	0.0.00	四日市営業所の業種追加	
営業所技術者等の追加		鈴鹿 四郎	0.0.00	四日市営業所	
■主たる営業所の業種を廃止（一部廃業）するとともに、廃止業種を担当する営業所技術者等の担当業種を変更する場合					
一部の業種の廃業	土木・建築	建築	0.0.00	本社の一部廃業	
営業所技術者等の削除	伊賀 六郎		0.0.00	本社	
その他	■資本金額の変更				
	資本金額	20,000,000円	30,000,000円	0.0.00	増資
	■電話番号、FAX番号の変更				
電話番号	059-224-2660	059-224-2723	0.0.00	本社	
FAX	059-224-3290	059-224-3560	0.0.00	本社	

変更の場合

(第二面)

(用紙A4)

区 分

大臣コード 知事 許可年月日 令和 年 月 日

項番 三重県 知事 許可 (般 特) 第 号

届出の内容が
 ①主たる営業所または従たる営業所において営業しようとする建設業の業種を変更する場合
 ②従たる営業所の名称または所在地に係る変更
 ③従たる営業所の新設または廃止の場合
 に第二面が必要となります。
 それ以外の内容の届出について、第二面の様式の添付は不要です。

(従たる営業所)

フリガナ ヨッカイチエイギョウシヨ

従たる営業所の名称 (届出の内容が従たる営業所の所在地、電話番号、営業しようとする建設業の変更の場合においては、項番84「従たる営業所の名称」の欄に変更のある営業所の名称を記入したうえで、「内容」欄の変更する項目に変更後の内容を記入します。今回は所在地が変更されたことを想定して、変更後の所在地、郵便番号、電話番号を記入します。)

所在地

従たる営業所の所在地市区町村コード 都道府県名 三重県

従たる営業所の所在地 (1. 一般)

郵便番号 - 電話番号 - - (2. 特定)

営業しようとする建設業 土建大左と石屋電管夕鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 (1. 一般)

変更前 (2. 特定)

営業しようとする建設業の業種に変更がなければ、上段・下段ともに記入は不要です。

(従たる営業所)

フリガナ マツサカエイギョウシヨ

従たる営業所の名称 (従たる営業所の所在地等に変更がなければ、記入は不要です。)

所在地

従たる営業所の所在地市区町村コード 都道府県名 市区町村名

従たる営業所の所在地 (1. 一般)

郵便番号 変更前、変更後の業種を記入します。 (2. 特定)

営業しようとする建設業 土建大左と石屋電管夕鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 (1. 一般)

変更前 (2. 特定)

(従たる営業所)

フリガナ イセエイギョウシヨ

従たる営業所の名称 (従たる営業所の所在地等に変更がなければ、記入は不要です。)

所在地

従たる営業所の所在地市区町村コード 都道府県名 市区町村名

従たる営業所の所在地 (1. 一般)

郵便番号 変更前、変更後の業種を記入します。 (2. 特定)

営業しようとする建設業 土建大左と石屋電管夕鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 (1. 一般)

変更前 (2. 特定)

営業所の新設または廃止の場合

(用紙A4)

区分 (2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の新設 4. 従たる営業所の廃止)

大臣 一 通 知 事

許可番号 国土交通大臣 三重県 知事 許可 (一般) 特 () 第 号 令和 年 月 日

許可年月日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の(主たる営業所)】

営業しようとする建設業 (1. 一般 2. 特定)

変更前

従たる営業所の新設する場合は、「3. 従たる営業所の新設」、従たる営業所の廃止する場合は、「4. 従たる営業所の廃止」を記入します。

主たる営業所の営業しようとする建設業の業種に変更がなければ、上段・下段ともに記入は不要です。

フリガナ オワセエイギョウシヨ

従たる営業所の名称 尾鷲営業所 (従たる営業所の追加する際、営業所の情報や営業しようとする建設業の業種を記入します。)

従たる営業所の所在地市区町村コード 24209 都道府県名 三重県 市区町村名 尾鷲市

従たる営業所の所在地 中央町10-43

営業所の新設

郵便番号 519-3696 電話番号 - -

営業しようとする建設業 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 (1. 一般 2. 特定)

変更前

フリガナ クマノエイギョウシヨ

従たる営業所の名称 熊野営業所 (従たる営業所の廃止する際、営業所の名称のみ記入し、営業しようとする建設業の業種及び所在地の情報は記入不要です。)

従たる営業所の所在地市区町村コード 都道府県名 市区町村名

従たる営業所の所在地

営業所の廃止

郵便番号 電話番号 - -

営業しようとする建設業 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 (1. 一般 2. 特定)

変更前

フリガナ

従たる営業所の名称

従たる営業所の所在地市区町村コード 都道府県名 市区町村名

従たる営業所の所在地

郵便番号 電話番号 - -

営業しようとする建設業 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 (1. 一般 2. 特定)

変更前

1 2. 行政書士による代理申請における記載例

※行政書士による代理申請等の取扱いについて、P119 もご参照ください。

事業年度終了届（決算変更届）を提出する際には、必ず本様式を表紙にして作成してください。

建設業許可変更等届出書

別紙のとおり変更が生じたので提出します。

令和〇〇年 △△月 □□日 提出

許可番号 三重県知事許可（般・特一2）第99999号

許可年月日 令和 2年 4月 1日

届出者 住所 津市桜橋3丁目446番34号
商号又は名称 エム・アイ・イー土木株式会社
氏名 代表取締役 三重太郎

代理人 行政書士 行政一郎
事務所所在地 三重行政書士事務所
津市栄町6丁目1
電話番号 059-123-4567

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
三重県知事 様

経営事項審査の申請の有無	する	しない
--------------	----	-----

該当する方に○をしてください。

事業年度終了届（決算変更届）を提出する際には、本様式の変更届出書（別紙8）を使用してください。
下記以外の変更届については、P225の変更届出書（様式第22号の2）を使用してください。

別紙8

変更届出書

令和〇〇年 △△月 □□日

三重県知事 へ

許可番号 三重県知事許可（般・特-2）第99999号
法人番号 5000020240001
津市桜橋3丁目446番34号
届出者 エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役 三重太郎

代理人 行政書士 行政 一郎

職印

事業年度（第63期 令和2年10月1日から令和3年9月30日まで）が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

- (1) 工事経歴書 (2) 工事施工金額 (3) 貸借対照表及び損益計算書
(4) 株主資本等変動計算書及び注記表 (5) 事業報告書 (6) 附属明細表
(7) 事業税納税証明書 (8) 使用人数 (9) 令第3条に規定する使用人の一覧表
(10) 定款 (11) 健康保険等の加入状況

上記(5)事業報告書は、株式会社のみ添付が必要です。

上記(6)附属明細表は、資本金が1億円超または直近の負債合計が200億円以上の株式会社のみ添付が必要となるものであり、それ以外の場合は、添付不要です。

上記(8)～(11)は、**変更があった場合に添付が必要となるものであり、変更がない場合は、添付不要です。**

代理人の記名押印でよいのは
項番61の区分「4」の場合のみ

営業所技術者等証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する営業所技術者等を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。

令和〇〇年△△月□□日

営業所技術者等の交替に伴い、既存の営業所技術者等を削除する場合に(2)に○を付けます。
なお、削除する営業所技術者等の担当していた業種すべてにおいて交替する者がいない場合は、本様式ではなく、P238の届出書(様式第22号の3)を提出します。

三重行政書士事務所
行政書士 行政一郎
事務所所在地 津市栄町6丁目1
電話番号 059-123-4567

職印

地方整備局長
北海道開発局長
三重県 知事 殿

申請者
届出者
三重県津市桜橋3丁目4番34号
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役 三重太郎

区 分 項番 6 1 4 (1. 新規許可等 2. 営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更 3. 営業所技術者等の追加 4. 営業所技術者等の交替に伴う削除 5. 営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更)

大臣 知事 コード

新規申請以外の場合は記入します。

許可番号 6 2 2 4 国土交通大臣 三重県知事 許可(一般特)第 0 2 9 9 9 9 号 令和 0 2 年 1 0 月 0 1 日 許可年月日

記

氏名 項番 フリガナ (フリガナ) サブ ロウ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

6 3 イセ 伊勢 三郎 生年月日 5 4 2 年 0 5 月 0 5 日

土 建 大 左 と 右 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し 砂 板 刀 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 清 清 解

今後担当する建設工事の種類 6 4

現在担当している建設工事の種類 9 9 9

有資格区分 6 5 1 3 項番64について、上段は今後担当することはないため、空白になります。下段は、これまで担当していた業種を記入します。

変更、追加又は削除の年月日 令和 3 年 1 月 1 5 日 削除の年月日を記入します。

営業所技術者等の住所 伊勢市岩洲1丁目7番29号 営業所の名称(旧所属) 本社 営業所の名称(新所属)

氏名 項番 フリガナ (フリガナ) 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

6 3 生年月日 1 5 年 1 1 月 1 1 日

土 建 大 左 と 右 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し 砂 板 刀 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 清 清 解

今後担当する建設工事の種類 6 4

現在担当している建設工事の種類

有資格区分 6 5

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

営業所技術者等の住所 営業所の名称(旧所属) 営業所の名称(新所属)

氏名 項番 フリガナ (フリガナ) 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

6 3 生年月日 1 5 年 1 1 月 1 1 日

土 建 大 左 と 右 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し 砂 板 刀 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 清 清 解

今後担当する建設工事の種類 6 4

現在担当している建設工事の種類

有資格区分 6 5

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

営業所技術者等の住所 営業所の名称(旧所属) 営業所の名称(新所属)

00006

各事項の必要な添付書類は P110~114に記載してあります。

変更届出書 (第一面)

提出期限が定められていますので、提出日には注意してください。

下記のとおり、
①商号又は名称 ②営業所の名称、所在地又は業種 ③資本金額 ④役員等の氏名 ⑤個人業者の氏名
⑥支配人の氏名 ⑦建設業法施行令第3条に規定する使用人 ⑧建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者
建設業法第15条第2号に規定する特定営業所技術者

令和〇〇年△△月□□日

該当する番号を○で囲みます。

三重行政書士事務所
行政書士 行政一部
事務所所在地 津市栄町6丁目1
電話番号 059-123-4567
三重県津市桜橋3丁目446番34号
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役 三重太郎

職印

地方整備局長
北海道開発局長
三重県 知事 殿

届出時に有効な許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

大臣 コード
知事

許可番号 3524 国土交通大臣 許可(一般-02) 第09999号 令和02年10月01日

法人番号 365000020240001 国税庁から指定・通知された13桁の法人番号を書きます。なお、個人事業主の方は書く必要がありません。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
商号	三重土木株式会社	エム・アイ・イー土木株式会社	〇〇.〇.〇	商号の変更
営業所の所在地	津市広明町13番地	津市桜橋3丁目446番34号	〇〇.〇.〇	主たる営業所の移転
営業所の名称	三重土木株式会社 北勢営業所	エム・アイ・イー土木株式会社 四日市営業所	〇〇.〇.〇	営業所の名称変更
営業所の業種	土木	土木・建築	〇〇.〇.〇	北勢営業所の業種追加
資本金額	20,000,000円	30,000,000円	〇〇.〇.〇	増資
役員等の氏名	取締役 三重一郎		〇〇.〇.〇	取締役の退任 (または辞任、死亡)
役員等の氏名		取締役 三重五郎	〇〇.〇.〇	取締役の就任
役員等の氏名	代表取締役 三重花子	取締役 三重花子	〇〇.〇.〇	代表取締役と取締役の交替
役員等の氏名	取締役 三重太郎	代表取締役 三重太郎	〇〇.〇.〇	代表取締役と取締役の交替
個人業者の氏名	伊勢太郎	三重太郎	〇〇.〇.〇	改姓・改名
支配人の氏名	鈴鹿一郎	三重太郎	〇〇.〇.〇	支配人交代
令第3条に規定する使用人	北勢営業所長 桑名一郎	北勢営業所長 鳥羽市朗	〇〇.〇.〇	退職のため

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ 37 エム アイ イー ド ボ ク 変更があった箇所のみ記入します。

濁音、半濁音は1文字

略号のフリガナは書きません。

商号又は名称 38 エ ム ・ ア イ ・ イ ー 土 木 (株)

姓と名の間を1マス空けます。

代表者又は個人の氏名のフリガナ 39 ミ エ タ ロ ウ

代表者又は個人の氏名 40 三 重 太 郎

市町村に続く町名以下を記入します「丁目」、「番」、「号」等は「ハイフン」で記入します。

主たる営業所の所在地 41 2 4 2 0 1 都道府県名 三重県 市区町村名 津市

主たる営業所の所在地 42 桜 橋 3 - 4 4 6 - 3 4

所在地の変更の場合は全て記入してください。

郵便番号 43 5 1 4 - 0 0 0 3 電話番号 10 0 5 9 - 2 2 4 - 2 6 6 0

資本金額又は出資総額 44 3 0 0 0 0 (千円)

この申請書又は添付書類を作成した者その他の申請書の内容に係る質問等に応答できるものの氏名、連絡先を記載してください。

連絡先 所属等 申請代理人 氏名 行政書士 行政 一部 電話番号 059-123-4567
ファックス番号 059-999-0000

届 出 書

該当する番号を
○で囲みます。

- 下記のとおりに、
- ① 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
 - ② 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
 - ③ 営業所技術者等を削除した
 - ④ 欠格要件に該当するに至った
- ので届出をします。

令和〇〇年△△月□□日

不要の文字を消します。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
三重県 知事 殿

三重行政書士事務所
行政書士 行政一郎
事務所所在地 津市栄町6丁目1
電話番号 059-123-4567

職 印

三重県津市桜橋3丁目44番34号
届出者 エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役 三重太郎

許 可 番 号 第 号 許 可 年 月 日 令和 年 月 日

姓と名の間を1マス空けます。

氏 名

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日

氏 名

当該技術者が営業所技術者等となっていた業種を略号で書きます。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日

この届出書は、
○許可を受けている建設業の一部業種を廃業する場合など、既に証明されている常勤役員等(経營業務の管理責任者等)又は営業所技術者等を削除する場合
○経營業務の管理責任者としての経験年数が5年以上となった者がいるため複数いる常勤役員等を一人にする場合
○一部の営業所を廃止したため、そこに置いていた営業所技術者等が不要となった場合に作成します。
一部業種を廃業する場合には、廃業届(P239)と本届出書を同時に提出する必要があります。
なお、営業所技術者等の交替に伴う削除の場合は、この様式ではなく様式第八号(P161~)を提出してください。

種 類 土、と、舗
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日

種 類 _____
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日

種 類 _____
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日

具体的事由

()

欠格要件に該当した場合は理由を具体的に書きます。

廃業届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

令和〇〇年△△月□□日

代理人 三重行政書士事務所
行政書士 行政一郎
事務所所在地 津市栄町6丁目1
電話番号 059-123-4567
三重県津市桜橋3丁目44番34号
届出者 エム・アイ・イーエス株式会社
代表取締役 三重太郎

職印

不要の文字を消します。

一部廃業の場合、営業所技術者等を削除または変更する届出(P162、164)を同時に提出してください。

届出の区分 項番 3
5 4 2 (1. 全部の業種の廃業
2. 一部の業種の廃業)

大臣 知事 コード 国土交通大臣 三重県 知事
許可番号 5 5 2 4 国土交通大臣 三重県 知事 許可 (一般 0 2) 第 0 9 9 9 9 9 号 令和 0 2 年 1 0 月 0 1 日

記

廃止した建設業 5 6 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
届出時に許可を受けている建設業 5 7 2 1 2 10 15 20 25 30 (1. 一般
2. 特定)

今回廃業する業種を上段に
これを含めた現在許可を有し
ている全ての業種を下段に
一般「1」、特定「2」で記入し
ます。

行政庁側記入欄
整理区分 5 8 3
決裁年月日 5 9 令和 3 年 5 月 7 日

太枠内は記入しないでください。

【備考】

廃業等の年月日 令和 3 年 1 2 月 3 1 日
廃業等の理由 (1) 許可に係る建設業者が死亡したため
(2) 法人が合併により消滅したため
(3) 法人が破産手続開始の決定により解散したため
(4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
(5) 許可を受けた建設業を廃止したため

実際に廃業の事由に該当すること
なった日を記載すること。
例) 法人の解散日等

廃業等の理由	届出をすべき者
(1)	その相続人
(2)	その役員であった者
(3)	その破産管財人
(4)	その清算人
(5)	法人であるときは代表者 (代表者が届出できない場合は代表者以外の役員) 個人であるときはその事業主本人

〈委任状例〉

委 任 状

行政書士	行 政 一 郎
登録番号	99999999
事務所	三重行政書士事務所 津市栄町6丁目1
電話番号	059-123-4567
F A X	059-999-0000

上記のものを代理人と定め、下記の権限を委任します。

委任事項

委任の範囲の記載例

- 1 「建設業許可申請」の場合
建設業許可申請に関する申請書類作成及び申請代理、訂正・補正、許可通知書の受領等
- 2 「変更等の届出」の場合
建設業法の規定に基づく変更等の届出に関する書類作成及び提出、訂正・補正、副本の受領等
- 3 「廃業等の届出」の場合
建設業法の規定に基づく廃業等の届出に関する書類の作成及び提出、訂正・補正、許可取消通知の受領等
- 4 「認可申請」の場合
建設業法の規定に基づく認可申請に関する申請書類作成及び申請代理、訂正・補正、認可通知書の受領等

令和〇〇年△△月□□日

委任者	
住所	津市桜橋3丁目446番34号
氏名	エム・アイ・イー土木株式会社
(商号・代表者)	代表取締役 三重太郎
電話番号	059-224-2660
F A X	059-224-3290

<行政書士法人委任状例>

委任状

名 称	行政書士法人三重事務所
行政書士	(代表) 社員 行政 一郎
登録番号	9 9 9 9 9 9 9 9
事 務 所	津市栄町6丁目1
電話番号	0 5 9 - 1 2 3 - 4 5 6 7
F A X	0 5 9 - 9 9 9 - 0 0 0 0

名称は申請書の代理人欄の名称と一致します。

代表社員を定めている場合は代表社員行政書士名を記載し、請書の代理人欄と一致する。それ以外は社員行政書士名を記載し、申請書の代理人欄と一致しなくても可ですが、使用人行政書士は不可。

行政書士法人の登録番号を記載。

※ 所属行政書士を全員記載する必要はありません。

上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委任事項

委任の範囲の記載例

- 1 「建設業許可申請」の場合
建設業許可申請に関する申請書類作成及び申請代理、訂正・補正、許可通知書の受領等
- 2 「変更等の届出」の場合
建設業法の規定に基づく変更等の届出に関する書類作成及び提出、訂正・補正、副本の受領等
- 3 「廃業等の届出」の場合
建設業法の規定に基づく廃業等の届出に関する書類の作成及び提出、訂正・補正、許可取消通知の受領等
- 4 「認可申請」の場合
建設業法の規定に基づく認可申請に関する申請書類作成及び申請代理、訂正・補正、認可通知書の受領等

令和〇〇年△△月□□日

委任者

住 所	津市桜橋3丁目446番34号
氏 名	エム・アイ・イー土木株式会社
(商号・代表者)	代表取締役 三重太郎
電話番号	0 5 9 - 2 2 4 - 2 6 6 0
F A X	0 5 9 - 2 2 4 - 3 2 9 0